

**事業所レジストリ・従事者レジストリ間の
データ連携手法と必要機能設計に関する調査研究
現状分析報告書**

2026年6月3日

一般財団法人 GovTech 東京

目次

エグゼクティブ・サマリー	6
(i) 調査の背景と目的	6
(ii) 明らかになった5つの課題	6
(iii) 機能要件報告書への接続	6
1章 調査研究の目的	7
1.1 調査研究の背景	7
1.2 調査研究の目的	7
1.3 行政手続きに対する現状分析	7
1.4 現状分析に用いる全体構造の想定	7
2章 事業所・従事者レジストリに関する前提条件と現状	8
2.1 日本全体の状況	8
2.1.1 中央省庁・政府機関におけるデータ戦略、法制度等の整備状況	8
2.1.2 中央省庁・政府機関における関連取組の状況（デジタル庁、こども家庭庁等）	9
2.1.3 地方自治体の状況（先行事例）	13
2.1.4 東京都の状況	14
2.1.5 国内先行事例の小括	15
2.2 海外先行事例	15
2.2.1 米国におけるデータ公開政策とレジストリの基盤の整備	15
2.2.2 欧州連合（EU）におけるデータ共有制度とデータガバナンス	16
2.2.3 シンガポールにおける政府主導のデータ基盤整備	17
2.2.4 海外事例にみるデータ連携基盤の共通要素	18
3章 レジストリ未整備に伴う行政分野での課題	23
3.1 各行政分野に共通して見られる課題の構造	23
3.1.1 ID不統一・重複・別名登録	23
3.1.2 曖昧な更新責任	23
3.1.3 分野間の連携不能	23
3.1.4 従事者の追跡不能	23

3.1.5 履歴管理の欠如	24
3.2 現状課題に関する詳細調査.....	25
3.2.1 重点調査対象分野の選定ロジック	25
3.2.2 重点調査対象分野の現状.....	25
3.3 子育て分野における現状分析	25
3.3.1 ユースケースの設定および調査の視点.....	26
3.3.2 調査対象フェーズの整理	28
3.3.3 様式横断で顕在化する主な課題.....	29
3.3.4 項目表記および粒度の差異.....	30
3.3.5 識別子の未統一	31
3.3.6 算定基準の差異.....	32
3.3.7 履歴情報の分散.....	32
3.3.8 紙・添付書類への依存	32
3.3.9 制度・運用に根差した共通課題.....	33
3.3.10 子育て分野のまとめ.....	34
3.4 建築分野における現状分析.....	36
3.4.1 建築申請が必要な事業所種別.....	36
3.4.2 現状の課題.....	40
3.4.3 レジストリ要件の検討における考慮点	40
3.4.4 建築確認申請の流れ	40
3.4.5 現状の課題	41
3.4.6 レジストリ要件の検討における考慮点	41
3.4.7 建築確認に要する申請書類.....	42
3.4.8 現状の課題	43
3.4.9 レジストリ要件の検討における考慮点	43
3.4.10 建築確認申請の閲覧.....	43
3.4.11 現状の課題	43
3.4.12 レジストリ要件の検討における考慮点	44

3.4.13 建築確認申請時に適用される法律.....	44
3.4.14 現状の課題.....	45
3.4.15 レジストリ要件の検討における考慮点.....	45
3.4.16 建築分野のまとめ.....	46
4 章 現状分析結果のまとめと機能要件への接続.....	48
4.1 課題の構造整理（5 類型×2 対象）.....	48
4.2 課題の発生要因.....	48
4.3 課題の構造（レイヤー観点）.....	49
4.4 制度横断で生じる差異の特徴.....	49
4.5 アーキテクチャ上の示唆.....	49
【補足・機能要件定義報告書への接続】.....	51
参考資料：調査対象の様式一覧（1 / 2）.....	52
参考資料：調査対象の様式一覧（2 / 2）.....	53

本報告書の位置づけ

本報告書は、事業所および従事者に関し行政機関が記録・管理する各種データについて、その現状と課題を分析し、今後のデータ構造化（レジストリ整備）に向けた機能要件検討の基礎とするものです。

本報告書にて示した課題の解決方法については、別冊の「機能要件報告書」において具体的な解決アプローチ（メタ・カタログ+クロスウォークによる仮想レジストリ方式）を提案いたします。

エグゼクティブ・サマリー

(i) 調査の背景と目的

行政手続において、事業者が運営する「事業所」や、そこで働く「従事者」に関する様々な登録データは、各行政機関や制度ごとに個別の台帳・様式・窓口で管理されています。このため、同一の事業所や従事者であっても、同じ情報について幾度も入力・申請を求められる他、制度をまたいで関連情報を参照・照合することも容易ではなく、事業者・行政の双方に多大な事務負担が生じているのが実状です。

本調査は、この事業所・従事者に関するデータの現状と課題を探るため、子育て分野および建築分野を代表的な重点領域として分析し、より良いデータ構造化に向けて求められる事業所レジストリ・従事者レジストリに関する基礎的な要件を洗い出すことを目的としています。

(ii) 明らかになった5つの課題

調査の結果、現在の事業所・従事者データが抱える課題は、以下の5つの要素に集約されます：

1. **概念不一致** — 制度ごとに定義・解釈が異なる
例：「事業所」の定義は制度ごとに異なる（施設・建物・店舗等）
2. **ID 分断** — 制度横断の共通識別子(注)が存在せず、同一主体の特定が困難
3. **項目定義差異** — 面積・定員・年齢区分等の定義・算定基準・単位が制度間で異なる
4. **更新責任不明** — 正本の所在と更新責任が不明確。データの鮮度維持が困難
5. **履歴不備** — 変更の時系列・制度横断での把握が困難

課題の本質は「データが存在しないこと」ではなく、「制度横断で同一主体を対応付ける仕組みがないこと」にあります。そして、この対応付けの仕組みがないことにより、各制度で管理されるデータの意味・所在・正本性・責任・履歴・制約等の情報も、横断的に整理・管理することができていません。

事業所レジストリ・従事者レジストリの整備を進めてゆくには、この本質的課題をどの様に解決してゆくかが大きな鍵となります。

(注：本報告書で使用する『識別子』とは、ある集合の中から特定の要素を区別するために付与される符号・番号・タグ等の総称を指します。法人番号やマイナンバーのように個体を一意に特定するもの（いわゆる ID）に限らず、制度コードや資格種別コードなど、要素の分類・参照に用いられる符号も含む、より広い概念です。

(iii) 機能要件報告書への接続

本報告書で整理した課題分析を踏まえ、この解決に必要とされるレジストリ機能要件を、機能要件報告書として別冊にまとめています。提案する解決方法では、レジストリ¹整備のアーキテクチャとして「メタ・カタログ (MC)²」と「クロスウォーク (CW)³」を軸とした仮想レジストリ方式を採用し、具体的な解決アプローチを提示しています。

¹ レジストリ: IT の分野では、外部から情報の登録を受け付け、まとめて保管しておくシステムや機関、構造化されたデータを指す。

² 各制度台帳に分散して存在するデータについて、その意味・所在・正本性・更新責任・履歴・利用制約を、機械可読かつ人間可読な形で統一管理する意味管理基盤。

³ 異なる制度間でデータを相互に参照・連携するための翻訳・参照ルール。各制度が独自に定める ID・項目名・状態区分・変更イベントの間に対応関係を定義する仕組み。

1 章 調査研究の目的

1.1 調査研究の背景

国内にて各種事業・活動を実施されている事業者情報が一元化・構造化されると、事業者が各種許認可や様々な公的助成金・補助金申請等の手続の際、法人番号や所在地などの基本情報を一度登録するだけで、同一情報を繰り返し入力することなく必要な情報を呼び出し、ワンスオンリー（一度提出した情報を再度入力しなくてよい仕組み）で申請を完了させることが可能となります。

事業者情報については、法人番号や所在地等の基本情報により、一定程度の一意的な識別や情報共有が可能です。そのため、事業者単位の情報については、事業者データベースの整備により制度横断での活用が進みつつあると言えます。

一方、事業所や従事者に関する情報は、制度ごとに管理単位や情報粒度が異なる場合が多くなっています。例えば、事業所については制度によって「施設」「事業場」「店舗」「現場」など異なる単位で管理されることがあり、従事者についても資格、職種、就業形態、権限、現況（在職・退職等）など多様かつ動的に変化する情報によって構成されます。このため、事業者情報を基盤としたデータベースの延長のみでは、事業所や従事者に関する情報を十分に整理・管理することは困難です。

このように現状では事業者単位の情報整備が進む一方、事業者ごとに運営される複数の事業所や従事者（資格や証明書等）に関する情報は、第3章第2節以降で詳述のとおり行政機関ごとに各局・所管課等が個別に情報が保有されているため、同一事業者・従事者情報であっても分散・重複・不整合が生じています。この結果、行政側では照合・更新の負担が増大し、事業者側でも複数の申請・報告手続で同様の情報を再入力する必要があり、就業者・従事者の観点からも申請事務ごとに毎回の記載作業の手間が発生するなど、データ品質の維持や標準化、分野横断での入力内容の活用が困難となっています。

1.2 調査研究の目的

本調査研究はこうした課題を踏まえ、複数の行政機関で個別に管理されている事業者および従事者に関する情報を横断的に連携可能とし、データの利活用や品質維持に資する事業所レジストリ・従事者レジストリ間のデータ連携手法と必要機能の設計に向けた調査研究を行い、データの整備・管理・利活用の在り方を整理するとともに、将来実装に向けた要件整理を行うことを目的とします。

1.3 行政手続きに対する現状分析

本現状分析報告書では、前述した行政手続き等における課題を明確化するため、まず現在の日本全体の状況として中央省庁、政府機関におけるデータ戦略およびそれに基づく法制度の整備状況や取り組み状況、東京都をはじめとする地方自治体における状況、さらに海外における先行事例を調査するとともに、現状の行政手続きに関する各種条例、実施要項、様式等の内容を調査することにより、課題の具体的な事例（ユースケース）を提示いたします。あわせて、これらの調査結果を踏まえ、事業所および従事者に関する情報について、識別子（ID）、項目定義、更新方法、履歴管理、正本管理等の観点から現状の管理構造を整理し、事業所レジストリおよび従事者レジストリの整備に向けたデータ構造上の課題を明らかにします。

1.4 現状分析に用いる全体構造の想定

事業所レジストリおよび従事者レジストリの整備に向けて、各情報の記録・参照・更新等の視点からデータの全体構造を以下の4つの階層（レイヤー）から捉え、課題の整理・分析を行います。想定するレイヤー構造図は次頁の図1のとおりです

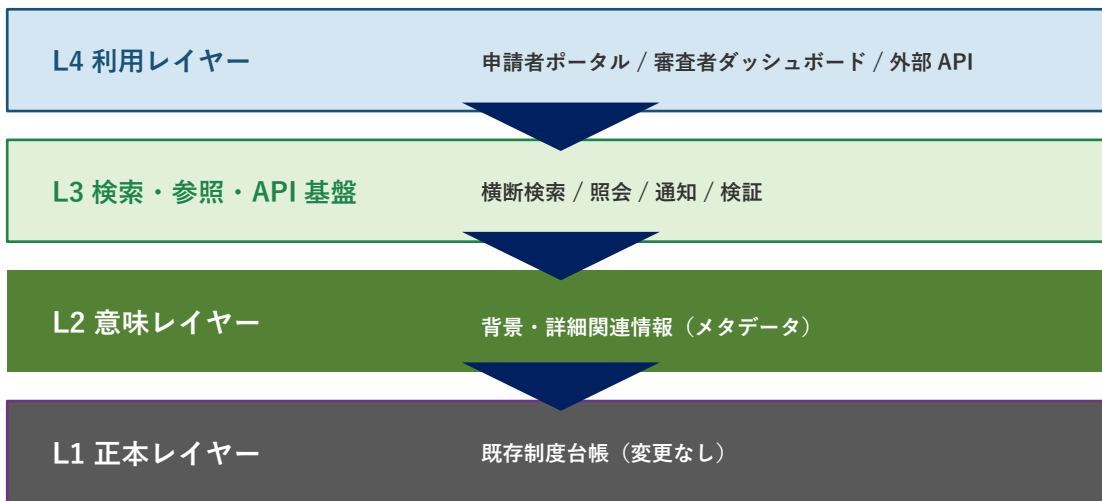


図 1：レジストリ全体のレイヤー構造図

2 章 事業所・従事者レジストリに関する前提条件と現状

2.1 日本全体の状況

2.1.1 中央省庁・政府機関におけるデータ戦略、法制度等の整備状況

我が国では、デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）を基盤として、行政データの標準化および相互運用性の確保の段階的な整備を前提としたデータ戦略が推進されています。政府はデータ戦略タスクフォースによる検討を経て、政府横断でのデータ基盤整備、相互運用性の確保、オープンデータの推進等を重点施策として位置付けています。

特に、データ利活用の重点領域として、こども・教育等の準公共分野が整理されており、制度横断でのデータ活用や行政サービスの高度化に向けた取組が進められています。

さらに、法人、住所、不動産等を対象とするベース・レジストリ（行政が共通で参照する基礎的なデータベース）（法的正式名称は「公的基礎情報データベース」⁴）を計画的・総合的に整備・改善していくための「デジタル社会形成基本法等の一部改正法案」が 2024 年 5 月 31 日に成立。同年 6 月 7 日より施行され、関連法制度や政府計画に基づきベース・レジストリの整備が段階的に推進されています。

これらの動向は、行政分野におけるデータ利活用の前提となる基盤整備として位置づけられます。一方で、事業所および従事者に関する情報は、制度ごとに管理単位や情報粒度が異なる場合が多く、ベース・レジストリの整備のみでは整理が難しい側面があります。

本調査では、このような事業所・従事者情報の粒度や管理構造の差異について、第 3 章において子育て分野および建築分野を重点調査領域として分析を行い整理します。

⁴ デジタル社会形成基本法第 31 条に規定する、公的機関等が保有するデータのうち社会の基盤となるもの（いわゆる「ベース・レジストリ」など）。

2.1.2 中央省庁・政府機関における関連取組の状況（デジタル庁、こども家庭庁等）

本節では、前節で整理した政府全体のデータ戦略を踏まえ、その具体的な実装主体となる中央省庁・政府機関の取組について整理します。

デジタル庁におけるベース・レジストリおよび関連基盤の整備

ベース・レジストリ

前述の通り、デジタル庁を中心として、行政におけるデータ利活用の基盤となるベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備が進められています。ベース・レジストリとは、法人、住所、不動産等の基礎情報について、行政手続や制度横断で共通に参照される正本性の高いデータを整備する取組であり、行政におけるデータ利活用のL1（正本レイヤー）として位置付けられます。

一方、事業所や従事者に関する情報は、制度ごとに管理単位や情報粒度が異なる場合が多く、ベース・レジストリとして整備されているものではありません。例えば、事業所は施設、事業場、店舗、現場等の異なる単位で管理されることがあり、従事者についても資格、職種、就業形態、権限、現況（在職・退職等）など多様で動的な情報によって構成されます。

このような情報は、基礎情報そのものではなく、制度ごとの定義や管理単位の差異を前提として整理される必要があることから、識別子の対応関係や項目定義の整理を行うL2（意味レイヤー）において扱うべき対象です。また、これらの情報を制度横断で参照・連携するためには、L3（検索・参照・API基盤）および実際の行政サービスや業務でのL4（利用レイヤー）との関係も踏まえた設計が必要となります。

本調査では、このような事業所および従事者に関する情報を対象として、行政分野における制度や手続の実態を踏まえながら、事業所レジストリおよび従事者レジストリの整備に向けた現状の課題を整理します。

ベース・レジストリのうち、既に整備が完了したもの、現在整備・改善を行っているものはそれぞれ次のとおりです。（デジタル庁サイト https://www.digital.go.jp/policies/base_registry より）

- 既に整備されたもの
 - 法人番号、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地（事業者レジストリ）：
国税庁 法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)
 - 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書：
金融庁 EDINET (<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/WEEK0010.aspx>)
 - 法令：e-Gov 法令検索 (<https://elaws.e-gov.go.jp/>)
 - 人名等を正確に表記する必要のある行政業務で用いられる文字セット：
文字情報技術促進協議会 文字情報基盤 (<https://moji.or.jp/mojikiban/>)
- 現在整備・改善を行っているもの
 - 法人ベース・レジストリ（商業・法人登記関係データベース）

- 不動産ベース・レジストリ（不動産登記関係データベース）
- アドレス・ベース・レジストリ（ABR：住所・所在地関係データベース）：
（https://www.digital.go.jp/policies/base_registry_address）（一部公開中）
- 基盤地図情報、電子国土基本図（地図情報）、電子国土基本図（オルソ画像）：
国土交通省 電子国土基本図（<https://www.gsi.go.jp/kibanjoho/kibanjoho40025.html>）
- 郵便番号：郵便局 郵便番号データダウンロード
（<https://www.post.japanpost.jp/zipcode/download.html>）

このうち法人番号は、制度横断で法人を識別する共通識別子として付与され利用が進んでおり、法人番号公表サイトを通じて公開されています。これにより、各種行政手続や制度において、法人単位での情報参照や連携を行う基盤が整備されています。一方で、事業所や従事者に関する情報については、制度ごとに管理単位や情報粒度が異なる場合が多く、法人番号のような共通識別子や統一的な管理構造は十分に整備されていません。本調査では、このような事業所および従事者情報の粒度や管理構造の差異について、第3章において子育て分野および建築分野の制度分析を通じて整理します。

G ビズ ID

行政手続のデジタル化を支える共通認証基盤として「G ビズ ID」が整備されています。G ビズ ID は、法人や個人事業主が単一の ID で複数の行政手続を利用できる共通認証システムとして設計されています。事業者がアカウントを作成すると、一つの ID・パスワードで、複数の行政サービスにログインでき、補助金申請、社会保険手続、各種認可申請など業務上の電子届出や申請に使用可能です。行政サービスのオンライン化およびワンストップの実現を支える基盤として導入・活用が進められています。なお、G ビズ ID アカウントの有効期限は当初未設定でしたが、行政サービスのセキュリティ維持や、登録情報の正確性を保つため、2026 年 7 月より有効期限（2 年 3 か月）が設定される予定です。

J グランツ

この G ビズ ID と連携するシステム事例として、行政手続のデジタル化を支える共通サービスの一つとなる、補助金申請共通基盤「J グランツ」が整備されています。J グランツは G ビズ ID と連携し、事業者がオンラインで補助金申請を行うことを可能とする基盤であり、各個別の補助金事業の実施主体となる自治体での行政手続における事業者情報の再入力負担の軽減に寄与しています。ただし、これらの仕組みが対象とするのは、あくまで法人番号で識別できる事業者（法人）の単位であり、一つの法人が運営する個々の施設や拠点（＝店舗、本社・支店等のオフィス、工場等）の管理や、そこで働く従事者に関する情報の識別・管理までは、これらの基盤の対象範囲に含まれていません。

子育て支援制度レジストリ

デジタル庁における子育て分野の取り組みとして、「子育て支援制度レジストリ」の整備が進められています。全国の自治体を実施する多様な子育て支援施策（手当、助成、サービス等）の情報を、コンピュータが処理可能な形式で標準化したデータベースであり、ベース・レジストリが提供する「住所コード（ABR）」や法人情報を引用し、正確な場所・対象情報の保持の実現を目指しています。また、オープンデータとして、標準化された情報をカタログサイト等で公開し、さらに民間事業者が子育て支援アプリ等を開発しやすくするための API 環境などの提供も進められています。

一方、子育て支援制度レジストリは、自治体を実施する施策や制度の情報を整理することを主な目的としており、事業所単位の管理や従事者に関する情報の識別・管理を直接対象とするものではありません。事業所や従事者に関する情報は、制度ごとに管理単位や情報粒度が異なる場合が多く、統一的な管理構造が整備されているとは言い難いのが実状です。本調査では、このような事業所および従事者情報

の粒度や管理構造の差異について、第3章において子育て分野および建築分野の制度分析を通じて整理します。

こども家庭庁における保育分野のデジタル化の取組

保育業務施設管理プラットフォーム

こども家庭庁においては、「こども DX」の取組の一環として、保育分野における情報管理および業務のデジタル化が進められており、その代表的な取組として、「保育業務施設管理プラットフォーム」の整備が2026年4月からの運用開始に向けて進められています。同プラットフォームは、保育施設および職員情報等をデジタルで管理、連携することで保育業務施設に関わる子ども・子育て支援法に基づく給付事務および監査事務のオンライン処理を実現し、保育施設側、自治体側双方の事務負担の軽減を目指すものです。

保育業務施設管理プラットフォームにおいては施設情報、職員・登降園情報等、園児情報の各基本情報をそれぞれ同じくこども家庭庁が運用するシステムである、「ここ de サーチ⁵」、「保育 ICT システム⁶」、「子ども・子育て支援システム⁷」とデータ連携することで運用管理されます。なお、職員情報については、保育 ICT システムとの連携のほか、保育業務施設管理プラットフォームに対し直接電子的に登録することも可能とする想定となっています。

子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）

保育業務施設管理プラットフォームが行政および事業者におけるデータ管理・流通基盤であるのに対し、「子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）」は、保護者となる一般市民に対して、全国の教育・保育施設等に関する情報の公開システムです。子ども・子育て支援法第58条に基づき、利用者となる保護者が子育て施設を選択する際の利便性を高めることを目的とし、保育施設などの情報をインターネット上で公表するもので、2020年9月から一般公開が開始されました。

保育施設の運用事業者はこの子ども・子育て支援法第58条により、公開を目的として運用する施設の情報登録および更新が義務付けられています。情報の登録、更新は事業者による登録、更新申請情報を自治体が内容の確認および承認を実施することで、システムに反映されます。

こども性暴力防止法（日本版 DBS）

子どもに関わる仕事に就こうとする人に対し、過去に性犯罪歴がないかを確認し、教育・保育現場での子どもへの性暴力を未然に防ぐ制度であるこども性暴力防止法（日本版 DBS）は、2026年12月からの施行に向け情報管理基盤の整備が進められています。

2026年4月より、日本版 DBS の義務対象事業者である学校設置者等施設等運営事業者から事業者情報の登録受付が開始予定です。システムの利用登録にあたっては、G ビズ ID の取得およびログインが必要となっています。

⁵ 独立行政法人福祉医療機構（WAM）が運営する、全国の保育園、幼稚園、認定こども園などの詳細情報を地図上で検索・閲覧できる「子ども・子育て支援情報公表システム」

⁶ 保育施設の業務を支援する民間の情報システム。データ標準化や自治体との連携により、入所選考や給付事務の効率化を図る。

⁷ 地方公共団体において、児童手当の支給、保育所の入所選考・給付管理等、子ども・子育て支援に関する事務を総合的に処理するための基幹業務システム。

過去に性犯罪歴がないかどうかの確認は、事業者から照会申請を受けたこども家庭庁のシステムが、あらかじめ従事者本人から提出された戸籍情報に基づき法務省の犯歴情報データベースを参照し、対象となる性犯罪歴が無かった場合は事業者に犯歴無しの犯罪事実確認書を交付します。性犯罪歴が有りとなった場合は、こども家庭庁から従事者本人に直接回答内容が事前に通知されます。このとき、従事者本人は通知内容の訂正請求が可能であり、訂正請求期間中に従事者本人が内定辞退すれば、性犯罪歴有の犯罪事実確認書は事業者には交付されません。訂正請求せず2週間が経過した場合、こども家庭庁から事業者性に性犯罪歴有の犯罪事実確認書が交付されます。

日本版 DBS は、子どもに関わる業務に従事する者の適格性を確認する制度であり、従事者の資格、職種、所属事業所、就業状況、履歴等の情報を継続的に管理するものではありません。そのため、日本版 DBS は従事者の適格性確認の制度として機能する一方、これらの属性情報や就業履歴を含めて従事者を制度横断で識別・管理する仕組みとはなっておらず、従事者レジストリとしての機能を備えたものではない点に注意が必要です。

こども家庭庁における保育分野のデジタル化の取り組みのまとめ

前述した「保育業務施設管理プラットフォーム」、「ここ de サーチ」、「日本版 DBS」の要点について次頁の表 2.1.1 に記します。

表 2.1.1 こども家庭庁におけるデジタル化施策の各システムの概要

	保育業務施設管理プラットフォーム	ここ de サーチ (子ども・子育て支援情報公表システム)	日本版 DBS
運用開始(予定)時期	2026年4月予定	2020年9月運用開始	2026年12月予定
各システム/DBの目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設と自治体の給付・監査等の行政事務・データ連携基盤 ・ 保育事業者と自治体の事務効率化が目的 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設の情報公開ポータル ・ 情報公開することによる保護者の施設検索・選択の支援が目的 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども関連業務従事者の性犯罪歴確認 ・ 教育、保育現場における子どもの安全確保が目的
システム/DBの利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設運営事業者 ・ 自治体行政 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般市民(保護者) ・ 保育施設運営事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・保育施設運営事業者(法定事業者) ・ 学校・保育施設以外の子ども関連施設(学習塾、スポーツクラブ等)運営事業者(認定事業者)
主な管理対象の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設情報(施設名、所在地等) ・ 設置主体 ・ 職員情報 ・ 園児情報 ・ 給付に関する情報 ・ 監査に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設情報(施設名、所在地等) ・ 設置主体 ・ 利用定員・現員 ・ 保育内容 ・ 経営情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に関する情報(G Biz IDによるログイン) ・ 従事者に関する情報(戸籍情報)

	保育業務施設管理プラットフォーム	ここ de サーチ (子ども・子育て支援情報公表システム)	日本版 DBS
従事者情報の管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 職員氏名、生年月日の他、給付・監査に必要となる、職種/役職、資格、資格取得年/有効期間、勤続年数、月当たり契約勤務時間等の情報を管理 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士等の従事者数（常勤・非常勤別）などの集計数値で、従事者の氏名、資格番号等の個人情報の管理はなし 	<ul style="list-style-type: none"> 従事者の戸籍情報等（従事者本人が日本版盤 DBS 関連システムにアカウント作成し、オンラインで登録） 法務省犯歴情報 DB に照会した結果を保管・管理しているかどうかは公開情報からは不明
他制度、システム/DBとの接続・連携状況	<ul style="list-style-type: none"> ここ de サーチより施設（認可）情報を API 連携により取得 保育 ICT システムより職員情報を API または CSV 連携により取得 子ども・子育て支援システムより児童情報を CSV 連携で取得 	<ul style="list-style-type: none"> 施設情報を保育業務施設管理プラットフォームに反映 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者のログイン認証に G ビズ ID を利用 法務省の犯歴情報データベースへの照会により性犯罪歴を確認

2.1.3 地方自治体の状況（先行事例）

地方自治体においても、行政サービスの高度化やデータ利活用の推進を目的として、データ連携基盤の整備やデータ活用の実証が進められています。ここでは、事業所レジストリおよび従事者レジストリの検討に関連する観点から、先行的な取組事例を整理します。

2.1.3.1 埼玉県戸田市：教育総合データベース

埼玉県戸田市では、デジタル庁が実施する「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業⁸」に採択され、子どもに関するデータ連携の取組が進められています。同市では、教育分野を軸に子どもに関する各種データを連携する「教育総合データベース」を構築し、データの統合的な管理・分析を通じて、支援を必要とする子どもの早期発見や支援につなげる取組が進められています。このような取組は、同事業における先行事例の一つとして位置付けられるものです。具体的には、教育委員会が保有する学校関連データに加え、市長部局が保有する福祉・子育て分野のデータとの連携も進められています。

この取組では、教育委員会や市長部局等が保有する子ども関連データについて、教育総合データベースを中心とした基盤で連携・管理することで、児童生徒に関する情報の共有や支援施策の高度化を目指しています。一方で、事業や制度ごとに管理されているデータとの連携や、共通識別子の整備については今後の検討課題とされています。

このように、共通データベースや共通識別子が存在しない場合、個人単位での情報の紐づけや制度横断的な分析は困難となります。この問題は、事業所や従事者に関する情報が制度ごとに分散して管理されるデータについて、識別子の対応関係や項目定義の整理が行われていないため、L2（意味レイヤー）における統合的な把握が困難となっていることに起因します。

⁸ 自治体が保有する教育・保育・福祉等のデータを連携させ、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、適切な支援につなげることを目的としていますもの。(https://www.digital.go.jp/news/e91b13a9-fcee-4144-b90d-7d0a5c47c5f0)

また、これにより、各制度で管理されるデータを横断的に参照・活用するための L3（検索・参照・API 基盤）の構築や、実際の行政サービスにおける L4（利用レイヤー）にも制約が生じています。このような構造的課題は、事業所・従事者レジストリにおいても共通して見られるものです。

2.1.3.2 大阪府：大阪広域データ連携基盤（ORDEN）

大阪府では、府域全体でのデータ利活用を促進するため、「大阪広域データ連携基盤（ORDEN: Osaka Regional Data Exchange Network）」が整備されています。同基盤は、自治体や民間事業者が保有するデータを仲介・流通させる仕組みを提供するものであり、広域的なデータ活用を支えるプラットフォームとして構築されています。

ORDEN では、公民連携によるデータ活用を志向し、分野横断的なデータ流通の促進を目的としています。このような広域データ連携基盤では、データカタログの整備や API によるデータ連携、運用ガバナンスの仕組みを組み合わせることで、各主体がデータを分散して保持したまま相互接続する仕組みが構築されています。この方式は、データを一元的に集約するのではなく、分散管理されたデータを連携させるアーキテクチャとして位置づけられています。

一方、このようなデータ連携基盤は、各主体が保有するデータを接続・流通させるための仕組みであり、制度ごとに管理されている情報そのものの定義や識別を統一するものではありません。そのため、既存制度台帳である L1（正本レイヤー）の共通識別子や、項目定義や対応関係を整理する L2（意味レイヤー）が整備されていない場合、個別制度のデータを横断的に結び付けて管理・分析することには一定の制約が生じます。

従い、今後の事業所レジストリおよび従事者レジストリの整備においては、ORDEN のような L3（検索・参照・API 基盤）・L4（利用レイヤー）と、L1（正本レイヤー）、L2（意味レイヤー）の各レイヤーの整備を組み合わせる必要があります。

2.1.4 東京都の状況

東京都では、行政サービスの高度化とデジタルトランスフォーメーションの推進に向け、全庁的なデータ活用基盤の整備が進められています。特に、「手続きサクサクプロジェクト⁹」において、事業者情報を共通で扱う仕組みとして、法人番号や所在地等の基本情報を基盤とした事業者データベースの整備が進められています。これは、既存制度台帳を整理する L1（正本レイヤー）の構築に相当し、複数の行政手続における情報の再入力削減など、ワンスオンリー志向の業務改善が実務レベルで進められています。

また「東京デジタル 2030 ビジョン¹⁰」において、行政サービスの提供に関する基本的な変革の方向性として、「プッシュ型サービスへの転換」「組織や制度の垣根を越えた連携」「利用者視点での顧客最適化」を掲げています。これらの方針は、行政データを組織横断で活用し、L3（検索・参照・API 基盤）を通じて必要な情報を適切な主体に届けるための基盤整備を進めるものであり、本調査研究で検討する事業所情報および従事者情報の制度横断的な参照・活用の方向性とも整合しています。

⁹ デジタル庁が主導する、行政手続の簡素化・迅速化を推進するための取組の総称。利用者が同じ情報を繰り返し入力する必要をなくす「ワンスオンリー」の徹底や、添付書類の削減、スマートフォンで完結する手続の拡充等を進めるもの。

¹⁰ 2030 年代を見据え都が目指す東京の DX の将来像 <https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/business/2030vision>

さらに、東京都では「こども DX」分野において、J グランツの導入利用や各自治体の LoGo フォーム¹¹によるポータル構築など、L4（利用レイヤー）にあたる子育て支援制度のデジタル化や保育関連手続のオンライン化などの取組が進められています。これらの取組では、都と区市町村、関係機関が連携して制度運用を行うことが前提となっており、施設情報や従事者情報を制度横断で参照・確認する必要が生じます。そのため、各制度の項目定義や対応関係を整理する L2（意味レイヤー）を含めた、事業所情報および従事者情報を制度横断で管理・参照する仕組みの必要性が顕在化しやすい領域となっています。

2.1.5 国内先行事例の小括

本節では、戸田市、大阪府、東京都の取組を例として、地方自治体におけるデータ連携やデータ基盤整備の状況を概観しました。これらの事例に共通する特徴として、行政データの利活用を促進するための基盤整備が進められている点が挙げられます。例えば、教育や福祉分野のデータ連携、広域データ連携基盤の整備、行政手続のデジタル化などを通じて、分野横断的なデータ活用を志向する取組が各地で進められています。一方で、これらの取組は主に L3（検索・参照・API 基盤）や L4（利用レイヤー）の整備を中心としたものであり、現状では以下の限界があると考えられます。

まず、各制度の根拠となる L1（正本レイヤー）において、事業所や従事者を一意に識別し、継続的に管理する共通的なレジストリとして整備されている例が少ない点です。また、制度ごとにデータ構造が異なるため、L2（意味レイヤー）における項目定義や対応関係の整理が不十分であり、個人や事業所単位での情報の紐づけや制度横断的な分析には一定の制約が残されています。

このように、自治体におけるデータ連携の取組は進展しているものの、制度横断で事業所情報従事者情報を統合的に管理する仕組みは必ずしも整備されていない状況にあると言えます。

本調査研究では、これらの国内事例から得られた現状を踏まえ、子育て分野における行政手続および制度運用を対象として、第 3 章において、L1～L4（仮想レジストリアーキテクチャ 4 層）の各レイヤーにおける制度横断的な情報管理の観点から現行制度の課題を整理します。

2.2 海外先行事例

2.1 で述べたように、国内においてデータ基盤整備に関する各種取組が進められていますが、制度横断的なデータ参照やレジストリ整備の考え方については、海外においても様々な取組が進められています。

本節では、海外における代表的な事例を参照し、特に L1（正本レイヤー）および L2（意味レイヤー）によるデータ標準化の在り方や、L3（検索・参照・API 基盤）および L4（利用レイヤー）を支えるガバナンス構造に着目し分析いたします。これらを基本方針、制度設計、およびアーキテクチャの観点から整理することにより、本調査研究におけるデータ基盤モデルの検討に資する知見を抽出することが可能です。

2.2.1 米国におけるデータ公開政策とレジストリ的基盤の整備

米国では、民間主導による経済成長を促進させるため行政データを公共資源として活用するという理念のもと、政府全体でデータ公開およびデータ活用を推進する政策が段階的に整備されてきました。2019 年に成立した Evidence-Based Policymaking Act（Evidence Act：証拠に基づく政策形成法）および

¹¹ 株式会社トラストバンクが提供する自治体向けの電子申請プラットフォーム。LGWAN 環境に対応し、ノーコードで申請フォームを迅速に構築できるなど、行政手続のデジタル化に活用されています。（<https://info.logoform.jp/>）

Open, Public, Electronic and Necessary Government Data Act (OPEN Government Data Act : 連邦政府データ公開義務化法) では、政府データの公開と再利用を原則とする方針が示され、行政機関に対してデータ管理および公開の枠組みの整備が求められています。

これらの制度のもとでは、各機関が保有するデータを単一の中央データベースに集約するのではなく、標準化された形式で公開し、相互に参照可能な形で接続するアーキテクチャが採用されています。例えば、連邦政府のデータカタログとして Data.gov¹² が整備され、各省庁が保有するデータセットを横断的に検索・利用できる仕組みであり、データ戦略における L3 (検索・参照・API 基盤) および L4 (利用レイヤー) の中核を構成しています。

このような取組は、調達・補助金・許認可などの個別制度ごとに管理されるデータを完全に統合するのではなく、識別子やデータ標準を通じて分散したデータを相互に参照可能とする考え方に基づくものです。具体的には、政府と取引を行う主体を識別する共通識別子として SAM.gov¹³ による Unique Entity Identifier (UEI)¹⁴ が 2022 年 4 月より正式導入されており、既存制度台帳を横断して主体を特定する L1 (正本レイヤー) の基盤として機能しています。

また、政府機関間の情報交換を支える共通データモデルとして National Information Exchange Model (NIEM : 政府機構間データ交換共通モデル) が整備されており、組織間でのデータ交換における共通語彙やデータ構造の標準化、すなわち L2 (意味レイヤー) の整備が進められています。NIEM では従来の XML¹⁵ ベースに加え、最新バージョンでは JSON¹⁶ や API への対応が強化されています。

これらの共通キーの L1 (正本レイヤー) による連携や、共通語彙やデータモデルの L2 (意味レイヤー) の整備により分散参照型の仕組みを実現し、段階的に部分導入を進める手法は、日本における事業所レジストリおよび従事者レジストリのあり方を検討する上でも参考となります。本調査では、これらの海外事例を踏まえ、制度横断的な情報管理の課題について第 3 章において整理します。

2.2.2 欧州連合 (EU) におけるデータ共有制度とデータガバナンス

欧州連合 (EU) では、データを社会全体で活用するための枠組みとして、データ共有とデータガバナンスに関する制度整備が進められています。近年では、Data Governance Act (DGA)¹⁷ や Data Act¹⁸ な

¹² Data.gov : アメリカ連邦政府が保有する広範なデータセットを一元的に公開するオープンデータポータルサイトです。2009 年に開設され、経済、環境、教育、健康など様々な分野の情報を機械判読可能な形式 (CSV、XML、JSON など) により無料提供されている。

¹³ SAM.gov (System for Award Management) : 米国連邦政府や米軍と取引または助成金を受給する全組織が登録する公式オンラインシステム

¹⁴ SAM.gov を通じて付与される、政府取引の対象主体を一意に識別する 12 桁の英数字からなる識別子。

¹⁵ XML (eXtensible Markup Language) : 独自のタグを使ってデータの構造や意味を記述するマークアップ言語

¹⁶ JSON (JavaScript Object Notation) : JavaScript のオブジェクトの記述法を基にした、軽量なデータ交換フォーマット

¹⁷ 2023 年 9 月施行。EU におけるデータ共有のための法制度。公共データの再利用、データ仲介サービス、データ利他主義の仕組みを規定。

¹⁸ 2024 年 1 月発効。IoT 製品等の利用者が生成データにアクセスし、第三者と共有する権利を規定するとともに、企業間・官民間のデータ共有の促進やクラウドサービス間の円滑な切替を可能とするなど、データの公平な利用を目的としています EU の法的枠組み。

どの法制度が整備され、公共部門および民間部門が保有するデータを安全かつ信頼できる形で共有・活用するためのルールが定められています。

これらの制度のもとでは、各主体が保有するデータを一元的に集約するのではなく、共通ルールや標準を通じて相互に接続する仕組みが重視されています。こうした考え方を具体化するものとして、EUでは『データスペース（Data Spaces）』と呼ばれる枠組みが提唱されています。これは、各組織がデータの管理権限を保持したまま、共通のルール・技術仕様・認証基盤を整備することで、組織や国境を越えて必要なデータを安全に共有・活用できる"場"を分野ごとに構築するという構想です。行政、産業、研究等の各分野でこの枠組みの整備が進められています。これは、L3（検索・参照・API基盤）およびL4（利用レイヤー）を、加盟国や分野を超えて連携させることで全体最適を図るという考え方に基づくものです。

データスペースの具体的な実装事例として、オランダで構築されている

「iSHARE(<https://ishare.eu/>)」が挙げられます。iSHAREは物流分野を中心として複数国間でデータ共有を促進するための信頼フレームワークであり、データを一元的に集約するのではなく、共通ルール、識別子、認証の仕組みを通じて分散したデータを安全に接続することを可能としています。ここでいう相互接続とは、既存台帳であるL1（正本レイヤー）の識別子や認証・アクセス制御、および項目定義を整理するL2（意味レイヤー）の共通化によって、データを参照・利用できる状態を指します。

このような取組は、データの管理主体や制度が多層的に存在する状況において、L1（正本レイヤー）およびL2（意味レイヤー）の標準化を通じて、分散したデータの相互参照を可能とする枠組みの重要性を示しています。この考え方は、日本における事業所レジストリおよび従事者レジストリのあり方を検討する上でも参考となるものです。本調査では、これらの海外事例を踏まえ、L1～L4（仮想レジストリアーキテクチャ4層）の各層における制度横断的な情報管理の課題について第3章において整理します。

2.2.3 シンガポールにおける政府主導のデータ基盤整備

シンガポールでは、政府主導のもとでデジタル政府の実現に向けた取組が進められており、データ基盤の整備が国家戦略として推進されています。本政策は政府のデジタル政策を統括する政府技術庁（GovTech）が中心となり、全政府的なデータ基盤整備を主導しています。

具体的には、共通技術スタック（各政府機関が共通で利用できる技術部品群を層状に整備した仕組み¹⁹）であるSGTS（Singapore Government Tech Stack：シンガポール政府共通技術基盤）および共通データ基盤（CODEX）の構築を通じて、アプリケーション開発およびデータ連携の標準化が推進されています。

その中核を成すAPEX（API Exchange）²⁰は、政府共通のAPIゲートウェイとして機能しており、認証、認可、監視、バージョン管理等を一元的に担っています。これにより、省庁横断で標準化された形でのデータ共有を支える技術的基盤が整備されています。

¹⁹ SGTSの「共通技術スタック」とは、この積み重ねの構成をあらかじめ政府全体で共通化し、各機関が一から構築しなくても、共通の部品を組み合わせることでデジタルサービスを迅速に立ち上げられるようにする仕組みです。いわば、ビルごとに基礎工事からやり直すのではなく、共通の基礎・配管・配線があらかじめ整備された「共用の土台」の上に、各機関が目的に応じた内装だけを施せばよい、という考え方に基づきます。

²⁰ APEX（API Exchange）：シンガポール政府が整備した政府機関同士がデータをやり取りするための共通の窓口・仲介基盤を指します。通常、ある政府機関が別の機関のデータを利用したい場合、相手機関と個別にデータ連携の方法を取り決め、それぞれ専用の接続を構

これらの基盤のもとで、政府データは統一的なガバナンスの枠組みの下で管理されており、リアルタイム API を通じたデータ連携が可能となっている点が特徴です。このような政府主導型のデータ基盤整備は、行政機関間のデータ連携である L3（検索・参照・API 基盤）および行政サービスの L4（利用レイヤー）を効率的に支えるモデルの一例として位置づけられます。

以上の海外事例について、データ連携基盤の整備に関する基本的な考え方等は次頁に掲げる表のとおり整理できます（表 2.2.2）。

各国の取組は制度や技術基盤の構成こそ異なるものの、共通してデータの標準化（L2（意味レイヤー））、識別子の整備（L1（正本レイヤー））、信頼可能なデータ共有の枠組み（L3（検索・参照・API 基盤）および利用レイヤー（L4））を重視している点に共通性がみられます。また、データを単一の基盤に集約するのではなく、分散したデータを相互に接続する仕組みを整備する方向性も共通しています。これらの知見は、本調査研究で検討する事業所レジストリおよび従事者レジストリのあり方を検討する上で、L1～L4 までの各階層を総合的に検討するための示唆を与えるものです。

本調査では、これらのアーキテクチャを参考に検討した機能について機能要件報告書にて提案します。

2.2.4 海外事例にみるデータ連携基盤の共通要素

米国、EU、シンガポールの取組を整理し俯瞰すると、制度や実装の形態は異なるものの、データ連携基盤の整備において共通する要素が認められます。

これらの共通要素は、データ連携基盤の構造を構成する各レイヤーとの対応関係として整理することが可能です。これらデータ連携基盤は、L1（正本レイヤー）、L2（意味レイヤー）、L3（検索・参照・API 基盤）、L4（利用レイヤー）から構成されています。

表 2.2.2 海外主要国におけるデータ連携基盤の比較

	米国	EU	シンガポール
基本思想	オープンデータ促進、民間主導の再利用重視	データ主権の確立、信頼に基づく共有（Data Space）	政府主導による統合型デジタル基盤整備
関連法制度	OPEN Government Data Act（Evidence Act 第 2 編）	Data Governance Act（DGA）、Data Act（データ法）	公共セクターデータ共有政策
基本アーキテクチャ	分散連携型	分散型データ主権	統合プラットフォーム

築する必要がありますが、機関数の増加に伴い個別接続は膨大になり、管理も複雑になります。APEX はこの問題解消のための、いわば「政府内の共通の受付窓口」の役割を果たす基盤です。各機関は APEX という一つの窓口に対してデータの提供・取得の接続を行えば、他の機関とも自動的にやり取りが可能になります。個別に何十本もの接続を構築する代わりに、全機関が APEX という一か所を経由することで、接続先がどこであっても同じ方式でデータを安全に受け渡せる仕組みとなっています。

	米国	EU	シンガポール
識別子体系（事業所、施設）	連邦政府と取引するための UE(Unique Entity Identifier)、納税・給与支払い等のための EIN(Employer Identification Number)や分野により州などが発行する ID を目的に応じ使い分け	EU 域内で経済活動を担う事業体に共通の番号である VAT（付加価値税）番号と、各国の行政手続きのために管理される番号	法人番号に相当する UEN（Unique Entity Number :事業体共通識別番号） ²¹ と分野による認可番号を組み合わせ使用
識別子体系（従事者）	納税、社会保障のための SSN(Social Security Number)と、州ごとに発行される保育士等の職業資格のライセンス番号を組み合わせで識別	各国 ID の eIDAS 2.0（デジタルアイデンティティ）認証により、EU 域内での国境を超えた本人確認を実現	Singpass（マイナンバーに相当）と分野による登録番号を組み合わせ使用
データモデル／標準	NIEM（共通語彙）、セマンティック相互運用	共通欧州データ空間（Common European Data Spaces）	政府共通データ辞書
データ連携方式	分散型 API 連携（機関間データ交換モデル）	分散接続型（データ仲介者制度を活用）	APEX（共通 API ゲートウェイ）
メタデータ／標準化	データカタログ公開義務、民間プラットフォーム活用	DGA による制度化、DCAT-AP 準拠	API とセットでのライフサイクル管理
データガバナンス体制	Federal Data Strategy、CDO（Chief Data Officer）制度	信頼フレームワーク重視、EU データイノベーション委員会	GovTech による技術・運用の一元統治
ワンスオンリー実装状況	共通 ID 前提による社会実装	信頼共有前提、域内相互運用の制度化	MyInfo を通じた自動入力機能の実装

まず、主体を一意に識別するための共通識別子（例：法人番号等）の整備は、L1（正本レイヤー）に相当します。次に、制度間でデータを参照可能とするためのデータ標準や項目定義の整備は、L2（意味レイヤー）に相当しています。さらに、分散管理されたデータを接続し参照を可能とするアーキテクチャや API 基盤は、L3（検索・参照・API 基盤）に相当し、データ共有を支える法制度や認証・権限管理、運用ルール等は、L4（利用レイヤー）に相当しています。

このように、各国の取組は、単一のデータベースへの集約ではなく、これら複数のレイヤーを組み合わせることにより、分散したデータの連携を実現している点に特徴があると言えます。

海外事例については、ここまでの整理のとおり、行政データの連携基盤の整備が進められていますが、その具体的なアプローチを各レイヤーとの対応関係から整理すると、以下の様にまとめられます。

米国においては、連邦政府全体で統一的な単一レジストリを構築するのではなく、制度ごとに分散したデータを前提としつつ、識別子およびデータ定義の整理により連携を図る取組が進められている点が特

²¹ UEN (Unique Entity Number) : 事業体共通識別番号。法人・個人事業主・団体等すべての登録事業体に対してシンガポール政府が一意に付与する番号を指し、日本の法人番号に近い役割を持ちます。UEI の対象が法人に限らず個人事業主や任意団体等も含む広い範囲を対象とするため、「法人」ではなく「事業体」と表記しました。

徴です。例えば、SAM.gov や UEI (Unique Entity Identifier)²² は事業者識別の基盤として機能しており、L1 (意味レイヤー) に対応しています。また、Data.gov や各省庁のオープンデータ施策においては、データセットや項目定義の整理が進められており、L2 (意味レイヤー) の整備に重点が置かれています。これにより分散した制度間でのデータ対応付けが可能となっています。

EU においては、eIDAS 規則²³に基づく電子識別 (eID) の相互承認により L1 (正本レイヤー) および L4 (利用レイヤー) が整備されています。また、European Digital Identity Wallet (EUDIW)²⁴ により、資格情報等を主体が保持したまま検証可能とする仕組みが構築されつつあります。さらに、BRIS (Business Registers Interconnection System)²⁵ により、各国の商業登記情報を横断的に参照可能とする仕組みが整備されており、L2 (意味レイヤー) および L3 (検索・参照・API 基盤) を組み合わせた分散連携モデルが採用されています。

シンガポールにおいては、Singpass および MyInfo (日本でのマイナポータル²⁶の認証・情報連携に相当) を中核とする共通基盤により、個人・事業者情報の参照および連携が実現されています。Singpass は認証基盤として L4 (利用レイヤー) に位置付けられ、MyInfo は各種データを API 経由で参照可能とする L3 (検索・参照・API 基盤) の中核として機能しています。また、共通データ項目の整理により L2 (意味レイヤー) も一定程度整備されています。

このように、これらの取組は、いずれもデータの正本を単一基盤に統合するのではなく、L1 (正本レイヤー)、L2 (意味レイヤー)、L3 (検索・参照・API 基盤)、L4 (利用レイヤー) の各レイヤーを段階的に整備することにより、分散したデータの相互参照を可能としている点に共通性があることが認められます。

したがって、日本における事業所・従事者レジストリの検討においても、制度ごとのデータ管理を前提としつつ、特に L2 (意味レイヤー) および L3 (検索・参照・API 基盤) の整備を軸として、各レイヤーを組み合わせたデータ連携基盤の構築を検討することが重要です。

²² 前頁脚注 22 を参照ください

²³ EU における電子識別および電子署名等の信頼サービスに関する規則。加盟国間で電子 ID の相互承認を行うことで、越境手続における本人確認の信頼性と相互運用性を確保する。

²⁴ 利用者が資格情報等を自ら管理し、必要に応じて選択的に提示・検証できる仕組み。

²⁵ EU 各加盟国の商業登記簿を相互接続し、企業情報をオンラインで横断的に検索・参照可能とする仕組み。

²⁶ Singpass は、日本におけるマイナポータルのログイン認証に相当する国民共通のデジタル本人認証基盤に相当し、MyInfo は、日本のマイナポータルの『あなたの情報』に相当する、本人同意に基づく氏名・住所・資格等の行政保有データを自動連携する仕組みです。但し、Singpass は行政サービス以外の民間サービス (銀行口座開設、携帯電話契約等) のログイン認証にも広く利用されており、マイナポータルよりも広い範囲で適用・活用されています。また、MyInfo は公的機関だけでなく民間企業に対しても、本人同意のもと行政保有データを提供できる点を特徴としており、マイナポータルの『あなたの情報』よりも幅広い外部連携を可能としている点に注意が必要です。

【参考】分散型アイデンティティウォレット（DIW）の概要と従事者レジストリへの示唆

上記の海外事例に加え、近年は分散型アイデンティティの考え方に基づくデータ連携基盤の整備が進行中です。従事者レジストリの整備・運用には、この DIW が大きく関与すると考えられるため、以下に DIW の現状と今後の影響・関係について補記いたします。

1. DIW の定義と概要

デジタル・アイデンティティ・ウォレット（Digital Identity Wallet、以下 DIW）とは、個人がデジタル化された自身のアイデンティティ情報（資格、免許、学歴、職歴、所属証明等）を Verifiable Credential（VC：検証可能な資格情報）として電子署名付きで保持し、必要に応じて自らの判断で選択的に提示・開示できるデジタルウォレットです。

DIW は、W3C（World Wide Web Consortium）²⁷が策定した Verifiable Credentials Data Model²⁸標準および Decentralized Identifiers（DID：自己管理型デジタル識別子）²⁹標準に基づき、Issuer（発行者）・Holder（保有者）・Verifier（検証者）の三者モデルで運用されます。

この三者モデルにおいては、行政機関や資格発行機関が Issuer として資格証明等の VC を電子署名付きで発行し、個人（Holder）が自身の DIW 上にこれを保管します。個人は、就職・資格確認・行政手続等の場面で、事業者や行政機関（Verifier）に対し、必要最小限の情報のみを選択開示（Selective Disclosure）します。Verifier は、VC の電子署名を検証することで、データの真正性と発行機関の正当性を暗号的に確認できます。

2. グローバルな DX 環境における位置づけ

DIW は、現在のグローバルな DX 環境において進行中の主要な方向性の一つであり、各国・地域で以下のとおり制度的・技術的な整備が急速に進行中です。

- ・ 欧州連合（EU）：2024 年に European Digital Identity Wallet（EUDIW）の法的枠組みが確定し（eIDAS2.0 規則改正）、2026 年以降に EU 加盟国が市民に対し DIW の提供を義務付ける予定です。EUDIW は、資格証明、学歴証明、運転免許、医療情報等を含む VC を市民が自ら管理・提示する基盤として設計されています。EUDIW の基本アーキテクチャは Architecture Reference Framework（ARF：共通技術参照指針）として公開されています。³⁰

- ・ 米国：国土安全保障省（DHS）による先端技術の実証事業（Silicon Valley Innovation Program）を通じて、資格や身分をデジタルで証明し、その真正性を技術的に検証できる仕組み（Verifiable Credentials：検証可能なデジタル証明書）の実用化が進められています。

²⁷ W3C（World Wide Web Consortium）：HTML や CSS、XML などの仕様（標準規格）を策定・推進する国際的な非営利団体。

²⁸ Verifiable Credentials Data Model：W3C が標準化した「検証可能（改ざん検知可能・発行元が明確）」なデジタルデータ形式により、運転免許証・各種資格証といった物理的な証明書をデジタル化したもの。

²⁹ Decentralized Identifiers（DID）：Google や Facebook 等の特定企業（中央管理者）に依存せず、ブロックチェーン技術を用いて個人が自身の ID を自ら管理・制御する新しいデジタル ID の仕組み

³⁰ EUDIW ARF：<https://eudi.dev/1.1.0/arf/>

教育分野でも、学習成果をデジタル証明として発行する国際規格（Open Badges³¹）や、学歴・資格・研修履歴等を一元的にまとめた学習記録（Comprehensive Learner Record（CRL: 包括的学習記録）³²）など、この技術の活用が広がりつつあります。

・韓国：政府主導のモバイル運転免許証・国民 ID のデジタル化において DID ベースのウォレット実装が進行中です。

・日本国内：デジタル庁においてもデジタル資格者証の検討が行われており、マイナンバーカードを基盤とした Trusted Web 構想³³の中で VC・DIW に相当する機能の位置づけが議論されています。

このように、DIW は一特定技術の実験段階を終え、国際的な制度標準として導入が始まりつつあり、今後の日本の行政データ基盤の設計においても不可欠な要素であるといえます。

3. 従事者レジストリの設計・整備における示唆

本調査の対象である従事者レジストリの設計・整備においては、以下の理由から DIW との連携を今後の考慮必須事項として位置づける必要があります。

第一に、従事者データは個人情報性が極めて高く、氏名、資格、学歴、職歴、配置情報等を行政機関や事業者が各々の台帳に分散保持する現行運用は、データ品質の低下とプライバシーリスクの増大を招くと考えられます。DIW を活用することにより、個人データの管理権を従事者本人に帰属させつつ、業務上必要な最小限の情報のみを検証（選択的開示と検証）が可能です。

第二に、従事者の資格・免許情報は行政機関が正本を管理しており、これを VC として電子署名付きで発行する仕組みは、現行の資格証写し・紙証憑への依存を解消し、検証の即時性と真正性を飛躍的に向上させると考えられます。

第三に、事業者が発行する在職証明・配置証明等も VC として管理することで、従事者の異動・兼務・退職に伴うデータ更新を、従事者本人の DIW 上で一元的に管理することが可能となり、現在の制度横断での追跡困難の課題を構造的に解消する道が開かれます。

従い、今後の従事者レジストリの整備にあたり、初期設計段階から DIW との将来連携を前提としたアーキテクチャ（疎結合設計、VC 検証インターフェースの確保等）を採用することが望ましいと考えられます。

³¹ Open Badges：学習・教育・経験を通じて身につけた知識やスキルを、デジタル形式で発行・証明する世界標準のデジタル証明書。国際技術標準（1EdTech Consortium）に基づき発行されます。

³² Comprehensive Learner Record（CLR：包括的学習記録）：従来の成績証明書（Transcript）の枠を超え、学生が教育機関や社会で経験したすべての学習成果、スキル、コンピテンシー（能力）を、検証可能かつ包括的にまとめたデジタル形式の記録

³³ Trusted Web（トラステッド・ウェブ）構想(*)：特定の巨大プラットフォームに依存せず、個人や法人がデータの所有権・管理権を自らコントロールし、安全にデータをやり取りできる信頼性の高いインターネットインフラ（Web）を目指す取り組みです。デジタル市場競争会議（令和元年に設置を閣議決定）における「デジタル市場競争に係る中期展望レポート」の提言を受け 2020 年に「Trusted Web 推進協議会」が発足し、本構想の推進が行われています。

(*) <https://www.digital.go.jp/policies/trust/trustedweb>

3章 レジストリ未整備に伴う行政分野での課題

3.1 各行政分野に共通して見られる課題の構造

本章では、各行政分野において共通して見られる課題の構造と、その具体的な行政分野について示します。

3.1.1 ID 不統一・重複・別名登録

統一的な識別子（ID）が存在しないため、名称表記のゆらぎ、別名による二重登録が生じる場合があります。また、同一主体が制度ごとに別管理されているため、名称・住所変更等が制度横断で反映されず、制度ごとに変更申請等が必要です。

関連する行政分野としては、保育・福祉分野、建築分野、医療分野等における同一法人（事業者）による複数施設の運営の際の代表者の変更申請等や、各種補助金/助成金において、同一事業者による重複申請チェック等といった事業者側、行政側それぞれにおいて本課題が存在します。

3.1.2 曖昧な更新責任

制度ごとに別管理されているデータに対して、どの情報が最新のデータか不明確になる場合があります。また、データ更新がそのデータの主体の自己責任に委ねられている部分も大きく適切に更新が行われていないといった課題や、更新タイミングの制度ごとに差異が存在するといった根本的な部分での課題も存在します。

関連する行政分野としては、主に飲食店等に対する営業許可の管理と建築用途変更の管理等が挙げられます。例えば飲食店のオーナーが店舗を改装し、飲食業から小売業などに業態変更する際、店舗改装工事において建築基準法第 87 条に基づく用途変更確認申請を自治体に提出しますが、食品衛生法第 55 条に基づく営業許可廃止届の保健所への提出を怠った場合、保健所の食品営業施設台帳では、営業中施設として記載され続けるといった不整合が発生します。

3.1.3 分野間の連携不能

同一主体に関する情報は複数行政分野に跨り管理されている場合が多く、制度や行政分野をまたぐデータ連携の仕組みが十分に整備されていないことから、分野間での情報共有が困難という課題が存在します。この問題の原因としては、制度ごとにデータ構造や管理単位が異なること、分野横断で利用可能な識別子やデータ連携基盤が整備されていないことなどが挙げられます。

例えば、保育所における建築確認申請、福祉施設における防災関連行政、保育所の保育士管理と労働監督など、複数分野にまたがる行政手続が挙げられます。このような課題は、制度横断でのデータ連携基盤の整備や、共通データ項目の定義といった要件と関係しています。

3.1.4 従事者の追跡不能

従事者 ID が制度ごとに異なる、または統一されていないため、氏名等のゆらぎ、別名による二重登録などが発生し、同一人物の識別が困難になる場合があります。また、従事者の異動に関する追跡や資格情報などの管理が困難といった課題が存在しています。この問題の原因としては、従事者を識別する共通 ID が存在しないこと、資格制度や行政手続ごとに管理主体やデータ構造が異なることなどが挙げられます。

行政分野としては、保育分野における保育士、福祉分野における介護職員、建築分野における建築士、医療分野における医療従事者などが挙げられます。このような課題は、従事者 ID の整備や資格情報・就業情報の統合的管理といった要件と関係しています。

3.1.5 履歴管理の欠如

行政制度における情報管理は、多くの場合、現在の状態を前提としており、過去の変更履歴が体系的に管理されていない場合があります。そのため、特定の時点における事業所や従事者の状態を制度横断で確認することは容易ではありません。この問題の原因としては、業務システムが主に現行業務の処理を目的として設計されていることや、履歴管理を前提としたデータ構造が十分に整備されていないことなどが挙げられます。例えば、事業所の所在地変更、施設用途変更、従事者の異動や資格更新などの情報は、制度ごとに変更届や報告書として記録される場合がありますが、それらが制度横断で時系列に整理されているとは限りません。そのため、過去の状態を確認する際には複数制度の記録を個別に参照する必要が生じます。

このような課題は、主体情報を時系列で管理する履歴管理モデルの整備や、変更イベントを記録する仕組みの設計と関係しています。

3.2 現状課題に関する詳細調査

3.2.1 重点調査対象分野の選定ロジック

本調査研究においては、重点調査対象として「子育て」分野と「建築」分野を選定しました。両分野を選定した理由はそれぞれ次のとおりです。

- 子育て分野

既に国・東京都において、関連する各種データ整備や関係制度のデジタル化について先行的な取組がされており、これらの状況に焦点をあてることにより、事業所・従事者レジストリをより高度化し普及させていくための課題が明確になると考えられます。

また当該分野では、施設の開所や営業認可に付随して、許認可内容の変更・修正・更新や補助金申請が頻繁に発生するという特徴があります。これらの申請においては、従事者の所属、職歴、資格等に関する情報の提示・証明が求められるため、事業所レジストリと従事者レジストリ双方の連携関係、および各要素間の関係性が明確に表れる、両者が相互に関係する現状課題を調査する上でも適切な分野であると言えます。

- 建築分野

各種申請等では、その多くの場合、建物利用に関する申請が必要となります。事業者、人に関する情報に加え、住所などのベース・レジストリと、施設・建物等の構造物に関する情報の内容と相互関係は、事業所・従事者レジストリを検討してゆく上で要となることから、当該分野を重点対象として調査いたします。

当該分野の制度上で申請・登録・更新される情報には以下の特徴があります：

1. 住所が主要な識別情報（ID）として用いられており、他制度のデータとの連携においても住所が共通キーとなります。一方、日本における住所情報については、表記揺れにより同一性の判定に課題が生じやすいという特徴を有します。
2. 建築構造物に関する詳細な付帯情報は、その用途等に応じて非常に多岐にわたります。
3. 建物用途ごとに参照・検証される要素が異なります（例：防火等の安全面、医療・飲食等に関する衛生面など）。
4. 事業所の開設や変更の際には必ず引用・参照される情報であり、それぞれに多様なメタ情報が存在しています。

3.2.2 重点調査対象分野の現状

両分野は、法人・施設・建物・従事者という複数の管理単位が制度横断で関係し、かつ識別子が分断されている代表的事例です。そのため、事業所レジストリおよび従事者レジストリ整備の必要性が最も顕在化する分野として分析対象としました。

3.3 子育て分野における現状分析

子育て分野において、認可保育所の新設・認可手続を対象として、事業所レジストリおよび従事者レジストリの検討に資する観点から、現行制度における情報管理の現状（As-Is）を整理しました。調査の対象とした様式類は本報告書の最後に一覧に整理しています。

本節では、まず認可保育所の設置・運営に関係する制度間の関係を概観したうえで、提出様式を起点とした情報項目の整理を行い、制度横断で生じる情報管理上の課題を整理します。

認可保育所の設置・運営に関する手続には、児童福祉法に基づく認可制度を中心として、建築基準法に基づく建築確認手続、施設情報の公表制度、補助制度等、複数の制度が関係しています。これらの制度では、それぞれの制度目的に応じて様式や管理単位が設計されているため、同一施設に関する情報であっても制度ごとに表記方法、粒度、算定基準等が異なる場合があります。

特に、認可保育所の認可申請を起点として他制度との間で情報の突合や確認が行われる場面が多く見られます。主要な制度間の関係を整理すると、例えば、保育所認可申請と建築確認手続の間では建物用途や面積情報の整合確認が行われ、保育所認可申請と施設情報の公表制度の間では施設名称、所在地、定員等の情報が参照されます。また、認可後の運営段階では、変更届や運営状況報告等を通じて施設情報の更新が行われます。

このような制度間の関係を踏まえ、保育所認可申請を中心として情報突合が生じる主な制度・手続の関係と、その際に確認される情報項目は表 3.3 の様に整理することができます。

表 3.3 認可保育所手続における制度・手続間の情報突合関係

制度・手続の組合せ	主に突合される情報項目	差異が生じやすいポイント
保育所認可制度 × 建築確認制度	建物用途、建物面積、所在地	面積算定方法や用途区分の定義が制度ごとに異なる
保育所認可制度 × 施設情報公表制度	施設名称、所在地、定員	定員の粒度（施設定員／年齢区分別定員）や表記方法の差異
保育所認可制度 × 認可後手続（変更届等）	施設名称、定員、代表者、職員情報	更新タイミングや管理単位が様式ごとに異なる
保育所認可制度 × 施設整備補助事業	建物面積、施設区分、整備内容	補助制度ごとに対象面積や対象区分の算定基準が異なる

3.3.1 ユースケースの設定および調査の視点

本節では、子育て分野における行政手続の実態を把握するため、施設設置から運営開始、運営後の変更に至る複数のユースケースを設定し、それぞれの手続において提出される様式および管理される情報項目を整理します。これにより、制度横断で発生する情報突合の構造を具体的に明らかとなります。

なお、本調査では各手続の様式を起点として情報項目を整理し、制度ごとの管理単位や識別方法の違いを分析しました。

子育て分野では、保育所の設置および運営に関する手続において、複数の制度が関係し、それぞれの制度において施設情報や従事者情報が管理されています。これらの情報は制度ごとに異なる様式で収集・管理されており、同一施設や同一従事者に関する情報であっても、制度間で項目定義や識別方法が一致していない場合があります。そのため、本調査では、子育て分野の主要制度を対象として、制度ごとに管理される情報項目を整理しました。情報項目を「事業所情報」と「従事者情報」に分類し、制度ごとの記載状況、項目定義の差異、ならびに制度ごとに用いられている識別子（ID）の有無を整理しています。

表 3.3.1 から、子育て分野の行政手続においては、同一施設や同一従事者に関する情報であっても、制度ごとに異なる様式で収集・管理されていることが確認できます。また、制度によって情報項目の定義や管理単位が異なるため、制度横断で情報を参照するには追加的な確認作業が必要となる場合があります。

表 3.3.1 子育て分野における制度別情報項目の整理（事業所情報・従事者情報）

情報区分	情報項目	制度別の記載状況				項目定義・仕様差	制度識別子（ID）
		認可制度	建築確認	消防同意	情報公表		
事業所情報	施設名称	○	△	△	○	建築確認では建物名称として扱われる場合がある	認可番号、施設 ID
事業所情報	所在地	○	○	○	○	制度により地番・住居表示など表記形式が異なる	－
事業所情報	施設面積	○	○	－	－	認可制度では保育室面積、建築確認では延床面積	－
事業所情報	利用定員	○	－	－	○	認可定員と実運営定員が異なる場合あり	－
事業所情報	設置主体	○	△	－	△	制度により設置者・建築主・運営主体など表現が異なる	法人番号（共通利用される場合あり）
従事者情報	氏名	○	－	－	△	従事者識別のための氏名が利用される場合あり	氏名（実質的識別項目）
従事者情報	資格	○	－	－	△	資格情報は認可制度で管理される	資格登録番号等
従事者情報	職種	○	－	－	△	制度により職種区分の定義が異なる	－

凡例

- ：主要な記載項目として明示されている
- △：関連情報として記載される場合がある
- －：通常は当該様式では扱われない

さらに、制度ごとに施設認可番号や建築確認番号などの制度固有の識別子が存在する一方で、従事者情報については共通の識別子が存在せず、氏名などの属性情報が実質的な識別手段として利用されている場合があります。このような制度ごとの識別方法の違いは、制度横断で情報を連携・突合する際の課題となる可能性があります。

以上の整理は、後続の章で検討する事業所レジストリおよび従事者レジストリの構造検討において、現行制度における情報管理構造を把握する基礎資料となるものです。

3.3.2 調査対象フェーズの整理

本調査では、認可保育所の新設・認可手続に関連する様式・帳票類を起点として項目を整理しました。様式は、制度が公式に提出を求めている情報の集合であり、制度上どのような情報が「正本」として扱われているかを把握するための基礎資料となります。

収集・確認した様式を、データの性質に着目して整理すると、概ね以下の4類型に分類できます：

(1) データの発生（マスター定義）

認可申請の初動から本申請に至る過程で提出される様式には、法人名、施設名、所在地、予定地、概略定員等、施設を一意に識別するための基本情報が記載されます。

これらの様式は、事業所に関する基本情報を初めて定義するものであり、事業所レジストリにおける基礎データの起点となります。もっとも、制度ごとに識別子が付与されるため、制度をまたいで一意に接続する共通IDは前提とされていません。

(2) 基準適合の確認

児童福祉法や条例に基づく設備基準・配置基準への適合を証明する様式には、各室の名称・面積、年齢区分別定員、職種別職員数、資格区分、兼任の有無等が記載されます。

これらは、施設および従事者に関する属性を定義するものであり、事業所レジストリ・従事者レジストリ整備の観点からはデータ属性の粒度や表記方法を確認する上で重要です。

例えば、建築基準法に基づく建築確認と、児童福祉法に基づく保育所認可との間で面積算定基準に差異が存在することや、様式ごとに項目名や粒度が異なることは、制度間で数値を直接参照する際の制約となり得ます（表3.3.2）。

表 3.3.2 建築確認制度と保育所認可制度における面積算定基準の差異

制度	面積定義	目的	使用場面
建築	壁芯	安全確認	建築確認
保育	内法	配置基準	設置認可

※同一建物であっても算定値が異なる場合がある

※再計算および再確認作業が発生する

(3) 実態の把握（動的データ定義）

運営開始後に提出される報告様式では、職員構成、入所状況、定員・現員数等、一定時点における運営実態が記録されます。

これらの情報はある時点を示す断面的なデータとして管理されることが多く、年度単位・様式単位で蓄積されます。一方、制度をまたいで継続的に参照することを前提とした整理はなされていません。

(4) 情報の更新（履歴管理）

設置内容変更届等の様式は、園名変更、代表者変更、定員変更、増改築等、既存データの更新を伴う事象を記録するものです。

変更前後の情報は様式上では確認できますが、更新履歴が施設単位で時系列に統合されているわけではなく、様式単位で保持されることが多くなっています。そのため、特定施設の履歴を制度横断で把握するためには、複数の記録を個別に参照する必要があります。

以上の整理により、認可保育所に関する情報は、様式を通じて段階的に定義・詳細化・更新されていることが確認できます。一方、それらは制度単位で完結的に管理されており、制度をまたいだ参照や履歴の一体的管理を前提とした整理には至っていません。

このような履歴情報の分散構造を具体的に示すため、ひとつの施設を例として、施設設置（開設）から運営後の変更に至るまでの主なイベントを時系列で整理し示します。

時系列（経過）

① 新設

・ 保育所設置認可申請 記録先：認可台帳（自治体福祉部局）

↓

② 建築確認

・ 建築確認申請 記録先：建築台帳（建築主事）

↓

③ 運営開始

・ 開設届 記録先：認可台帳

↓

④ 定員変更

・ 定員変更届 記録先：認可台帳

↓

⑤ 代表者変更

・ 設置内容変更届 記録先：認可台帳

↓

⑥ 事業報告

・ 事業報告書提出 記録先：行政報告台帳

↓

⑦ 公表情報更新

・ ここ de サーチ更新 記録先：情報公表 DB

上記は、認可保育所の設置から運営後の変更に至るまでの主なイベントを時系列で示すとともに、それぞれの時点でどの制度に基づく手続が行われ、どの台帳やデータベースに記録されるのかを整理したものです。上記の通り、施設に関する履歴情報は制度ごとに異なる記録先に保存されることを示しています。

3.3.3 様式横断で顕在化する主な課題

前節では、制度間の関係および提出様式の整理を行いました。本節では、様式を横断的に確認することで、制度間で生じる情報管理上の具体的な課題を整理します。前節の整理から、様式を横断して確認すると、同一施設・同一従事者に関する情報であっても、制度や様式ごとに管理単位や表記方法が異なることが確認できます（表 3.3.3.1）。

表 3.3.3.1 認可保育所に係る各様式における情報項目の記載状況

手続	法人基本情報	施設基本情報	定員	建物情報	職員情報	変更情報
計画承認申請	○	○	○	○		
施設概要	○	○	○	○		
設置届	○	○	○	○		
内容変更届	○	○	○			○
職員構成					○	
廃止届	○	○				○

同一名称の項目が複数の手続に存在する場合であっても、その定義、算定方法、更新タイミングは必ずしも一致していない点に注意が必要です。例えば、定員については、計画承認申請では施設整備計画に基づく計画定員として記載される一方、設置届では認可定員として記録されます。また、内容変更届では変更後定員が記録されるなど、同一項目名であっても手続の段階によって意味や管理される値が異なる場合があります（表 3.3.3.2）。

表 3.3.3.2 同一項目の定義・管理の違い（例）

項目	計画承認申請	設置届	内容変更届	差異の例
施設名称	施設名称	施設名称	変更後施設名称	変更履歴として管理
定員	計画定員	認可定員	変更後定員	更新タイミングが異なる
建物情報	計画建物面積	建物面積	変更後建物面積	定義・算定基準が異なる

このように、同一名称の項目が複数の様式に存在していたとしても、それが制度横断で同一の情報として直接利用できるとは限りません。そのため、制度をまたいだ参照や照合を行う際には、各制度における項目定義や更新のタイミングについて、個別の確認を必要とする場合があります。

3.3.4 項目表記および粒度の差異

法人名・代表者名・施設名・所在地等の基本情報について、様式ごとに項目名や記載方法が異なる場合があります。

例えば、

1. 「歳」「歳児」「○歳以上」など年齢区分の表記の違い

子ども・子育て支援制度における「施設・事業所情報公表システム（ここ de サーチ）登録様式」では、「0歳児」「1歳児」などの年齢区分で記載されるのに対し、認可保育所の「設置認可申請書」では利用対象年齢を「満○歳以上」といった形で記載する場合があります。このように、同じ年齢区分を示す情報であっても、様式によって表現方法が異なる場合があります。

2. 「住所（法人又は団体にあつては所在地）」のような法令文言をそのまま用いた項目名
認可保育所の「設置届」では「住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）」という項目名が用いられる一方、施設情報の登録様式や公表情報入力画面では単に「所在地」として記載される場合があります。

3. 「設置者」「代表者」など、意味が重なりある用語の使い分け

認可保育所の「設置認可申請書」では施設を設置する主体として「設置者（法人名）」が記載されるのに対し、「設置内容変更届」では法人の代表者個人として「代表者氏名」の記載欄が設けられている場合があります。

実質的に同じ情報を示す項目であっても、様式ごとに表記や粒度が異なるため、制度をまたいだ情報の参照や照合を行う際には、内容について個別の確認を必要とする場合があります。

3.3.5 識別子の未統一

各主体（施設、法人、建物、従事者等）に関する情報は、現状、根拠となる制度ごとに個別の識別子により管理されています。

例えば、法人については「法人番号制度」に基づく法人番号が付与される一方、施設には「保育所認可制度」に基づき自治体が付与する施設番号が用いられます。また、建物については建築基準法に基づく建築確認制度において建築確認番号、従事者については各資格制度に基づき資格登録番号がそれぞれ付与されています。このように、主体ごとに識別子は存在するものの、それぞれが制度単位で完結して運用されているため、異なる制度間で同一主体を一意に特定するための「共通の識別子」が整備されていません。

具体例として保育所の施設情報を参照する場合、保育所認可制度では「施設番号」が、建築確認制度では「建築確認番号」が用いられます。そのため、同一施設を制度横断で特定する際には、施設名称や所在地、法人名等の属性情報を用いた照合作業が必要となります。

また、従事者についても同様の課題があります。保育士を例にとると、保育士登録制度において「保育士登録番号」が付与されていますが、これは施設側の職員情報や他制度の従事者情報と横断的に対応付けるための共通 ID としては機能していません。そのため、複数制度にまたがる従事者情報の照合は、氏名や資格情報等を用いた手作業的な確認に依存しています。

このように、制度ごとに識別子が分断されている現状は、制度横断で主体を特定する際の構造的な課題となっています。各制度における識別子の運用状況は、表 3.3.5 の様に整理できます。

表 3.3.5.1 制度別の識別子（例）

主体	制度	識別子	制度横断利用の状況
法人	法人番号制度	法人番号	複数制度で利用可能
施設	保育所認可制度	施設番号（自治体付番）	主に認可制度内で利用
建物	建築確認制度	建築確認番号	建築確認制度内で利用
従事者	保育士登録制度	保育士登録番号	資格確認に利用

また、各主体のライフサイクル（フェーズ）における識別子の発生・更新状況を概念的に示すと、表 3.3.5.2 のとおりとなります。各制度は行政目的に応じて個別に運用されているため、全フェーズを通じてこれらを横断的に結び付ける仕組みが不足しています。（名称や所在地等の属性情報に頼らざるを得ない現状の課題については、別途、機能要件の整理において検討します）

表 3.3.5.2 管理単位ごとの識別子の付与状況と制度横断利用の可否

フェーズ	法人	施設	代表者	建物	従事者
設置	○	○	○	○	
運営		○			○

フェーズ	法人	施設	代表者	建物	従事者
変更	○	○	○	○	
廃止	○	○			

※ ○：当該フェーズで主に生成または更新が発生する管理単位

※ 空欄：通常は更新対象とならない

3.3.6 算定基準の差異

建築基準法に基づく建築確認と、児童福祉法に基づく保育所認可の間では、面積算定基準や用途区分の定義に差異が存在します。

同一の建物・同一の部屋に関する情報であっても、建築確認では延べ床面積等の建築基準に基づく算定が用いられる一方、保育所認可では保育面積等の施設基準に基づく算定が用いられるなど、制度ごとに求められる数値や記載方法が異なります。これらの情報は、数値の直接比較や一括確認を前提とされていない点に留意が必要です。このため、審査や確認の際、人的な読み替えや再計算に依存する場面が生じています。

3.3.7 履歴情報の分散

変更届や報告書により情報は更新されますが、変更前後の情報は様式単位で保持されることが多くなっています。施設単位での全履歴を制度横断で時系列に確認できる仕組みは整備されておらず、過去の情報を確認するためには複数の様式を個別に参照する必要があります。

3.3.8 紙・添付書類への依存

資格証写しや図面等の添付書類は、PDF や紙媒体として提出・保管されることが多くなっています。これらの書類には施設面積、室名、用途区分、資格区分、資格登録番号等、制度運用上重要な情報が含まれていますが、多くの場合、様式のデータ項目として構造化されているわけではなく、添付書類の中に非構造的な情報として保持されています。

例えば、従事者に関する手続では、資格証写しに記載された氏名、資格種別、登録番号、登録年月日等を確認し、職員構成や配置基準確認に用いる様式に転記している場合があります。また、施設に関する手続では、図面に記載された室名、室用途、各室面積、延床面積等を確認し、認可申請書や設置届、変更届等に再記載している場合があります。

このように、添付書類に記載された情報を目視で確認し、別の様式や台帳へ転記する運用が介在するため、システム上での再利用や自動的な照合は困難となります。特に、資格証写しを基に職員情報を確認して職員構成関係の様式に反映する場合や、図面を基に面積・室名・用途を確認して認可申請や変更届に再記載する場合には、同一情報の再確認・再入力が発生しやすい形式となっています。

再提出が発生する典型的なパターンとしては、施設設置時に提出した図面を、その後の変更届や補助金申請時にも改めて添付・確認する場合や、資格証写しを職員配置確認や監査対応のたびに個別に提出・確認する場合があります。このような運用は、添付書類の項目情報が構造化されておらず、制度横断で再利用可能なデータ項目として整備されていないことに起因しています。

3.3.9 制度・運用に根差した共通課題

前節で整理した様式横断上の課題は、個別の記載方法や運用の問題にとどまらず、法令、組織体制、既存システム、業務慣行等に由来する共通の背景を有しています。主な論点は次のとおりです。

(1) 法令文言とデータ項目定義の関係

様式は法令や施行規則の文言を忠実に反映して設計されています。そのため、「住所（法人又は団体にあっては所在地）」のように、法令上の表現をそのまま項目名として用いている例も見られます。例えば、児童福祉法に基づく保育所の設置認可申請や設置届等の様式では、このような法令文言がそのまま項目名として用いられています。

法令適合性を確保する観点では合理的である一方、データ項目として整理する際、定義の切替や粒度の不一致が生じやすい要因となっています。例えば、児童福祉法に基づく保育所の設置認可申請や設置届では施設全体の定員を施設単位で記載する様式が用いられる一方、定員変更届等では0歳児、1歳児等の年齢区分ごとの定員を記載する形式が採られています。このように、同一の定員情報であっても、様式や手続きによって管理単位や情報の粒度が異なる場合があり、他制度や他システムとの項目対応付けを行う際の調整負担につながっています。

(2) 組織・権限分担に伴うデータ管理の分散

認可に関する事務と給付に関する事務では、担当主体や役割が分かれています。その結果、それぞれの目的に応じた情報管理が行われ、同一施設に関する情報であっても、管理主体ごとに保持されます。例えば、児童福祉法に基づく保育所認可制度では施設の設置認可や変更届等の手続を自治体の認可担当部局が担当する一方、子ども・子育て支援制度に基づく施設型給付の支給事務は給付担当部局が担っています。

このように、同一施設に関する情報であっても制度や担当部局ごとに管理される場合があります。

制度上は適切に整理されているものの、制度をまたいだ情報共有の仕組みが明示されていないため、事業者が同一内容の情報を複数の窓口に提出する場面が生じています。

(3) 既存システム仕様との整合

長年運用されてきた自治体基幹システムには、文字数制限や入力形式、コード体系等について制度ごとに仕様が定められています。例えば、施設名称や法人名称の入力項目に文字数制限が設けられている場合があり、長い名称をそのまま登録できないため、省略した名称で登録する運用が行われることがあります。また、施設種別や事業種別については、既存システムで独自のコード体系が用いられていることがあります。

このような既存システム仕様のもとでは、新たなデータ標準を導入する際にも、既存システムの受入仕様との整合を図る必要が生じます。その結果、標準化されたデータ項目を既存仕様に適合させるための変換や運用上の調整が求められ、標準化と既存環境への適合を両立させるための追加的な対応が必要となります。

(4) 書類確認を前提とした業務運用

資格証写しや図面等の添付資料は、法的な確実性や審査の厳格性を担保するための重要な証憑として扱われています。現時点では、データベース上の情報のみで確認を完結させることは前提とされていません。そのため、データとして保持されている情報が存在する場合でも、書類の提出や目視確認が併用される運用が残っています。

(5) 情報更新周期とデータの鮮度

変更届の提出期限や報告周期は法令上定められています。そのため、行政が保有するデータは、ある一定時点の状況を反映したものであり、常に最新状態が反映され即時に共有される仕組みとはなっていません。

このことは、他制度との連携や即時の確認を行う際の制約となる場合があります。

以上のとおり、個別様式に見られる課題は、法令上の要請、組織体制、既存システム、業務慣行等に由来しています。これらを踏まえたうえで、事業所レジストリおよび従事者レジストリの整備を検討する必要があります。

3.3.10 子育て分野のまとめ

本分野の調査により、認可保育所に関する情報は、児童福祉法に基づく認可手続を軸に、様式を通じて段階的に定義・詳細化・更新されていることが確認されました。各制度はそれぞれの行政目的に最適化されており、制度単位では一貫した運用がなされています。

一方、これらを様式横断で確認すると、同一施設・同一従事者に関する情報であっても、項目名、粒度、算定基準、識別方法等が制度ごとに異なっており、制度間でのデータ連携や対応付けを行う際には調整を要する状況が確認されました。

本調査で確認された主な論点は、制度横断で扱う情報の性質に応じて以下の5つに集約されます。これらは、構造的示唆および実装検討の優先順位を判断する重要な指針となります。

[1] 法人基本情報

法人名称や法人所在地等の情報は複数制度で参照されますが、法令文言を優先した様式设计により、項目名や定義の差異が生じやすく、制度横断での項目対応付けの際に調整を要します。

[2] 施設基本情報

施設名称、所在地、定員等の情報は制度横断で参照されますが、施設単位の定員と年齢区分別の定員など、様式や手続きによって情報の粒度が異なる場合があります。

[3] 所在地・建物情報

建築基準法に基づく建築確認手続と、児童福祉法に基づく保育所認可手続の間では、面積算定基準や用途区分の定義に差異が生じており、制度横断での直接比較が容易ではありません。

[4] 職員・資格情報

従事者情報は資格制度等に基づき確認されるが、制度横断で共通に利用される識別子が存在せず、複数制度間での照合には氏名や資格情報等を用いた確認が必要となります。

[5] 履歴情報

更新情報や履歴は様式単位で保持されることが多く、施設単位での時系列把握は困難です。

以上の整理から、子育て分野における情報管理の特徴について、仮想レジストリアーキテクチャの観点から分析すると以下のように再整理できます。

まず、本分野の情報は児童福祉法等の複数の制度に基づき、それぞれ異なる定義、粒度、算定基準で管理されています。このため、同一の施設や従事者であっても制度間で直接的な対応付けが容易ではなく、業務上も「従事者の兼務状況」や「配置実態」の把握を困難にする要因となっています。

これは L2(意味レイヤー)における制度メタ (MC-01)、MC-03 (項目メタ)、および制度間の対応付けを担う CW-01 (ID クロスウォーク)、CW-02 (項目クロスウォーク) の課題として位置付けられます。

また、更新情報や履歴が様式単位で分断されている現状から、施設や従事者のライフサイクルを時系列で把握することを妨げられており、MC-05 (更新責任メタ)、MC-06 (履歴メタ) の整理が必要であることを示唆しています。

さらに、保育所認可や建築確認、情報公表制度の間で識別子が統一されていないことに加え、公開情報と個人情報とが混在している点は、L4(利用レイヤー)における MC-07 (利用制約メタ) の両立という設計上の論点に直結します。

以上のとおり、現行制度は法令適合性や実務運用を重視した枠組みで運用されていますが、制度横断でのデータ連携や標準化を推進するためには、これらの構造的特性を踏まえた整理が不可欠です。ここで抽出した各論点は、機能要件検討の重要な前提となります。

3.4 建築分野における現状分析

行政分野の各種申請においては、同時に建築物に関する申請が必要となるケースが多数存在し、このとき事業所レジストリおよび従事者レジストリに加え、建物、アドレスなどのベース・レジストリ情報との関連も含めた幅広い視点での検討のモデルとなると考えられることから、建築分野を重点分析対象としました。

本節では、特に建築分野において基本となる申請として、建築確認をはじめとする建築申請を中心に行った分析および検討結果を記します。

3.4.1 建築申請が必要な事業所種別

建築申請が必要な事業所種別を、下表に示します。医療・福祉系、子ども・教育系、宿泊・集客・興行系、商業・飲食・サービス系、製造・物量・危険物系などに分類でき、種別により審査の観点が異なっている点に注意が必要です。審査の観点は法律として制定され、それぞれ基準が設けられています。申請者は事業所の認可申請時には、基準を満たす建築確認申請（用途変更の場合もある）を並行して申請する必要があります。

表 3.4.1.1 建築申請（建築確認・用途変更）が必要な事業所種別

種別	例
I. 子ども系（子ども家庭庁所管）	保育所（認可）、認定子ども園、小規模保育事業など
II. 医療・福祉系（主管庁：主に厚労省）	病院、診療所、歯科診療所など
III. 商業・生活衛生系（厚労省・自治体）	飲食店、食品製造工場、理容所など
IV. 宿泊・集客施設（厚労省・経産省）	ホテル・旅館、民泊、映画館・劇場など
V. 教育施設（文部科学省）	学校、専修学校、各種学校
VI. 産業・危険物・工場	工場、高圧ガス施設、危険物施設
VII. 交通・物流（国土交通省）	運送営業所・車庫、港湾施設、空港施設など
VIII. 通信・放送（総務省）	携帯基地局、放送局、データセンター
IX. 金融施設（金融庁）	銀行店舗、証券会社店舗、保険会社支店など
X. 環境・廃棄物（環境省）	廃棄物処理施設、リサイクル施設
XI. 規制業種（警察庁）	パチンコ・風俗、警備会社拠点

医療・福祉系の事業所申請における建築申請では、自力で避難や活動ができない人がいることを前提とした、国土交通省の建築基準法(建物としての安全・構造)、バリアフリー法、厚生労働省の医師法、障害者総合支援法（障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律）、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健および精神障害者福祉に関する法律、感染症法、労働基準法等、多岐に渡る法令が関連し、廊下の幅や、多目的トイレの配置等の要件が規定されています。更に、総務省の消防法(火災・災害時の安全)などの基準に沿った設計となっていることを申請する必要があります。

さらに、各自治体が定める条例に基づき独自基準が存在します。

東京都の場合、(a) 医療計画・病床規制：医療法 第 30 条の 4、東京都保健医療計画（地域医療構想）、(b) 病院開設に関する「事前協議」：東京都病院等開設指導要綱、東京都保健医療局運用を考慮する必要があります。また、(c) 東京都建築安全条例では、建築基準法の追加基準として、避難計画の厳格化（自力避難困難者前提）、廊下幅・階段幅の実質的厳格運用、地下利用の制限強化などが強化・規定さ

れています。

更に、(d) 東京都福祉のまちづくり条例（バリアフリーに関する追加基準）、(e) 駐車場・救急車動線：東京都駐車場条例、(f) 感染症・災害対応：東京都地域防災計画、東京都感染症対策指針も考慮した建築となっていることが審査基準を満たす条件となっています。

申請者の業種を意識した分類で事業所申請の対象と根拠法、主管庁、および許認可・指定の実務主体を分野別に以下の表に示します。

表 3.4.1.2 事業所種別と対応する根拠法等（こども系）

I. こども系（こども家庭庁所管）

施設（事業所）種別	根拠法（代表）	主管庁（国）	許認可・指定の実務主体（典型）
保育所（認可）	児童福祉法	こども家庭庁	市区町村
認可こども園	認定こども園法	こども家庭庁	都道府県・政令市
小規模保育事業	児童福祉法	こども家庭庁	市区町村
認可外保育施設	児童福祉法	こども家庭庁	都道府県・政令市
放課後児童クラブ	児童福祉法	こども家庭庁	市区町村
児童発達支援	児童福祉法	こども家庭庁	都道府県・政令市・中核市
放課後等デイサービス	児童福祉法	こども家庭庁	同上
障害児入所施設	児童福祉法	こども家庭庁	都道府県
児童養護施設等	児童福祉法	こども家庭庁	都道府県

表 3.4.1.3 事業所種別と対応する根拠法等（医療・福祉系）

II. 医療・福祉系（主管庁：主に厚労省）

施設（事業所）種別	根拠法（代表）	主管庁（国）	許認可・指定の実務主体（典型）
病院	医療法	厚生労働省	都道府県（医務課）
診療所	医療法	厚生労働省	都道府県／保健所設置市
歯科診療所	医療法	厚生労働省	同上
助産所	医療法	厚生労働省	都道府県
介護老人福祉施設（特養）	介護保険法・老人福祉法	厚生労働省	都道府県・政令市
介護老人保健施設	介護保険法	厚生労働省	都道府県
介護医療院	介護保険法	厚生労働省	都道府県
有料老人ホーム	老人福祉法	厚生労働省	都道府県・市区町村
認知症グループホーム	介護保険法	厚生労働省	市区町村
障害者支援施設（入所）	障害者総合支援法	厚生労働省	都道府県・政令市・中核市
就労継続支援 A/B	障害者総合支援法	厚生労働省	同上

表 3.4.1.4 事業所種別と対応する根拠法等（商業・生活衛生系）

III. 商業・生活衛生系（厚労省・自治体）

施設（事業所）種別	根拠法（代表）	主管庁（国）	許認可・指定の実務主体（典型）
飲食店	食品衛生法	厚生労働省	保健所
食品製造工場	食品衛生法	厚生労働省	保健所
理容所	理容師法	厚生労働省	保健所
美容所	美容師法	厚生労働省	保健所
クリーニング所	クリーニング業法	厚生労働省	保健所
公衆浴場	公衆浴場法	厚生労働省	保健所

表 3.4.1.5 事業所種別と対応する根拠法等（宿泊・集客施設）

IV. 宿泊・集客施設

施設（事業所）種別	根拠法（代表）	主管庁（国）	許認可・指定の実務主体（典型）
ホテル・旅館	旅館業法	厚生労働省	保健所
民泊	住宅宿泊事業法	国土交通省 + 厚生労働省	都道府県・市区町村
映画館・劇場	興行場法	厚生労働省	保健所
大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法	経済産業省	都道府県

表 3.4.1.6 事業所種別と対応する根拠法等（教育施設）

V. 教育施設（文部科学省）

施設（事業所）種別	根拠法（代表）	主管庁（国）	許認可・指定の実務主体（典型）
学校	学校教育法	文部科学省	都道府県・市区町村
専修学校	同上	文部科学省	都道府県
各種学校	同上	文部科学省	都道府県

表 3.4.1.7 事業所種別と対応する根拠法等（産業・危険物・工場）

VI. 産業・危険物・工場

施設（事業所）種別	根拠法（代表）	主管庁（国）	許認可・指定の実務主体（典型）
工場	工場立地法	経済産業省	都道府県
高圧ガス施設	高圧ガス保安法	経済産業省	都道府県
危険物施設	消防法	総務省（消防庁）	市町村消防
化学プラント	化管法等	環境省 + 経済産業省	都道府県

表 3.4.1.8 事業所種別と対応する根拠法等（交通・物流）

VII. 交通・物流（国土交通省省）

施設（事業所）種別	根拠法（代表）	主管庁（国）	許認可・指定の実務主体（典型）
倉庫施設	倉庫業法	国土交通省	地方運輸局
運送営業所・車庫	道路運送法	国土交通省	地方運輸局
港湾施設	港湾法	国土交通省	港湾管理者（自治体）
空港施設	航空法	国土交通省	国交省地方航空局
鉄道施設	鉄道事業法	国土交通省	国交省

表 3.4.1.9 事業所種別と対応する根拠法等（通信・放送）

VIII. 通信・放送（総務省）

施設（事業所）種別	根拠法（代表）	主管庁（国）	許認可・指定の実務主体（典型）
携帯基地局	電波法	総務省	総合通信局
放送局	放送法	総務省	総務省・通信局
データセンター	電気通信事業法	総務省	総務省（届出）

表 3.4.1.10 事業所種別と対応する根拠法等（金融施設）

IX. 金融施設（金融庁）

施設（事業所）種別	根拠法（代表）	主管庁（国）	許認可・指定の実務主体（典型）
銀行店舗	銀行法	金融庁	財務局
証券会社店舗	金融商品取引法	金融庁	財務局
保険会社支店	保険業法	金融庁	財務局

表 3.4.1.11 事業所種別と対応する根拠法等（環境・廃棄物）

X. 環境・廃棄物（環境省）

施設（事業所）種別	根拠法（代表）	主管庁（国）	許認可・指定の実務主体（典型）
廃棄物処理施設	廃棄物処理法	環境省	都道府県・政令市
リサイクル施設	各リサイクル法	環境省	都道府県

表 3.4.1.12 事業所種別と対応する根拠法等（規制業種）

XI. 規制業種（警察庁）

施設（事業所）種別	根拠法（代表）	主管庁（国）	許認可・指定の実務主体（典型）
パチンコ・風俗	風営法	警察庁	都道府県公安委員会
警備会社拠点	警備業法	警察庁	都道府県公安委員会

なお、全施設共通で必ず関与する審査があります。具体的には、建築確認、消防同意、都市計画・用途、環境規制に関する審査です。それらの審査主体を下表に示します。

表 3.4.1.13 全施設共通で必ず関与する審査主体

分野	実務主体
建築確認	建築主事 or 指定確認検査機関
消防同意	市町村消防本部
都市計画・用途	市区町村都市計画課
環境規制	都道府県・市区町村

3.4.2 現状の課題

各種申請において、申請者は下記に掲げる点について網羅的に意識・対応しなければならない課題があります。

1. 申請対象となる事業所が準拠すべき法律・条令等を確実に把握しておく必要があります。
2. 国の法律にさらに地方自治体独自の条例を加味した対応が必要となる場合があります。
3. 準拠すべき法律・条令等の改訂、内容・規定の変化について、最新情報を確認する必要があります。

3.4.3 レジストリ要件の検討における考慮点

- (1) 事業所レジストリが管理する必要がある項目は事業所種別毎に異なり、多岐に渡ります。
- (2) 準拠すべき法令・条令等は更新・変更されるため、いつの時点の法令・条令等に基づいた内容であるか管理する必要があります。
- (3) 対象となる事業所が準拠すべき国と自治体の法律・条令等の関係について「上乗せ（厳格化）」、「横出し（詳細化）」の管理が必要となります。

3.4.4 建築確認申請の流れ

事業所設立の申請では、事業所が用いる建物の建築確認申請が合わせて必要です。このとき、事業所設立の申請者は事業者ですが、一般的に建築確認申請は、事業者から施工を受注した施工主により代理申請が行われています。

建築確認申請を行う前に、2種類の事前準備が必要です。

1つは、土地用途や建ぺい率/容積率など建物自体の設計条件の妥当性協議であり、もう1つは、都市計画法に基づく基準を満たしているかの確認です。具体的には、都市計画法において、開発が制限されている地域に建築を予定している場合は、地区計画の行為の届け出、都市計画施設区域内の「53条許可」、風致区域の許可を経て、建築を許可してもらう必要があります。

これらの準備を行った後、

- ・第1図面の、【消防関係同意欄：決済：確認番号欄】に記載し、

・第2面：【1. 建築主等の概要】【2. 代理者】【3. 設計者(資格：登録番号、建築士事務所名、知事登録番号)(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)】を記載し、

・更に、【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者：登録番号、意見を聞いた設計図書】【5. 工事監理者：登録番号、工事と照合する設計図書】、【6. 工事施工者：氏名、営業所名、建設業の許可番号】、【7. 構造計算適合性判定の申請】【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】を行うこととなります。

なお、【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】はこの時点では提出せず、後から提出する選択肢を取ることが可能です。

建築確認申請を受け、自治体あるいは指定民間検査機関による確認作業が開始されます。

確認内容には、消防同意、都市計画・土地利用・条例、道路・敷地に関する手続き、建築設備の設計に関する意見聴取、構造計算適合検定、建築物エネルギー消費性能確保計画などがあり、これらの内容が合格となり工事着工となります。

工事が完了すると完了検査を受ける必要があります。建築確認申請の通りに工事が完了しているかの確認であり、「確認以降の軽微な変更概要」、「設計図書と実物との対応の確認書」を元に完了検査が行われます。このとき現地調査も行われることとなります。

3.4.5 現状の課題

申請者が意識する必要がある観点を、課題として整理します。

1. 事業所の新設には、ほぼ必ず建築申請が必要
2. 建築申請には多くの法律が関与
3. 事業所の業種種別に応じた申請が必要
4. 建築申請と事業所の申請はそれぞれ別の主管で管理
5. 事業所の開設等の認可の登録申請との整合・同期が必要
6. 建築中に、設計内容の変更の可能性あり
7. 実物と設計図書は異なる可能性あり。本項目は自治体側も意識する必要あり。

3.4.6 レジストリ要件の検討における考慮点

- (1) 建築申請に関する情報を事業所としての認可申請等と関連づけた管理機能が必要です。
- (2) 建築申請で準拠した法律・条令等について、制定年月日情報等も含めた管理機能が必要です。
- (3) 建築中に発生した計画変更等の内容に関する管理機能が必要です。

3.4.7 建築確認に要する申請書類

東京都の新宿区を例に、建築確認の申請書類(=建築基準法に基づく確認申請)を示します。

全国共通の様式(国土交通省告示様式)+東京都・新宿区のローカル様式・図書で構成されます。

建築確認申請の中核書類（法定様式）は次の様式です。

第一面（申請主体情報）：建築主・設計者・工事監理者・施工者等

第二面（建築物の概要）：用途・工事種別・構造・階数・延床面積等

第三面（敷地条件）：用途地域・建ぺい率・容積率・防火規制等

第四面（建築物の用途・規模詳細）：各階用途、居室用途、各法令への適合状況
（※用途別基準含む）等

添付図書（設計図書）：配置図、平面図、構造図、防火区画図等

建築確認では、申請書だけでなく設計図書一式が必須です。医療・福祉施設など、用途別基準の適合は第四面+設計図書で証明することとなります。

更に、構造計算関係の申請も必要となりますが、対象に条件があり、一定規模以上（例：木造3階、非木造2階以上等）が対象とされ、構造計算書と構造計算適合性判定通知書（必要な場合）が必要となります。

また、法適合を証明する各種計算書・検討書が必要となる場合もあります。具体的には、建築基準法系では、採光・換気計算書、排煙計算書、日影規制検討書、避難安全検証（必要な場合）、防火区画・延焼ライン検討図が必要です。

バリアフリー法では、建築物移動等円滑化基準チェックリストが必要であり、東京都は条例併用となっています。

さらに省エネ法（建築物省エネ法）では、省エネ適合性判定書、又は届出書、消防法関係では、消防同意図書（配置・避難・設備）も必要となります。

この他、東京都新宿区特有の提出書類には、中間検査申請書（第26号様式）、完了検査申請書（第19号様式）、工事完了通知書、特定工程工事終了通知書、検査チェックシート（構造別）が必要となります。³⁴

東京都条例・都市計画関連では、東京都建築安全条例適合図書、駐車場附置義務届出、緑化計画書、景観計画届出、宅地造成規制区域関連書類等が必要となっています。

また特定建築物における申請書類には、用途分類を記載する様式が含まれており、用途ごとに、申請が必要な基準と、報告時期が規定されています。こども関連の例としては、建物が3階建て以上または延床面積300平米を超える児童福祉施設における定期報告は3年とされています。

3.4.8 現状の課題

申請者が意識する必要がある観点を、課題として整理します。

1. 多数の申請書類を提出する必要があります。
2. 本来申請者側の資産である設計図書も提出する必要があります。

³⁴ 新宿区建築検査様式

3. 建物は数十年に渡って使用されるものであり、用途基準を満たしているかについて定期的に報告する必要があります。
4. 一般的に、定期報告の時期が近づくと自治体から通知が送付されるが、建物の所有者や管理者が変更になった場合、適切に変更の届出がされていないと自治体からの通知が届かず、定期報告を怠ってしまう懸念があります。

3.4.9 レジストリ要件の検討における考慮点

- (1) 過去からの状況を把握するためには申請書類は長期保管が必要です。
- (2) 法の改正により、申請の内容や、満たすべき条件が変わる可能性があります(耐震基準など)。
- (3) 申請者は提出した申請書類の内容に変更が生じた場合は、適切に変更申請をする必要があります、自治体は申請された変更を適切に反映する必要があります。

3.4.10 建築確認申請の閲覧

東京都の建築指導課や区市町村の建築指導担当窓口では、建築基準法の「閲覧制度」に基づき、建築計画概要書を基本的に当該建築物とは関係のない誰でも閲覧することが可能です。建築計画概要書は、建築主の氏名(※法人名は原則記載)、建築物の所在地、用途(病院・診療所など)、構造・階数・延床面積、建築確認年月日、確認番号などが記載されています。

閲覧は、上記の場所での窓口閲覧が基本でしたが、東京都では令和6年よりインターネットによる電子閲覧を開始されました³⁵。

なお、間取り等が記載された平面図、構造計算書、設備図などを含む申請書本体は閲覧対象とはなっていません。閲覧不可の理由として、個人情報、財産権・知的財産、セキュリティ上の問題等があります。

3.4.11 現状の課題

自治体側が意識する必要がある観点を、課題として整理します。

1. 現状の国の建築基準法が「閲覧」前提となっています。
2. 建築計画概要書に限定されているものの、誰でも閲覧することが可能なため、プライバシーの侵害、財産権の侵害、防犯上のリスク等が増す恐れがあります。
3. 申請者の財産を自治体が保有しています。

3.4.12 レジストリ要件の検討における考慮点

- (1) 申請情報には閲覧対象となる情報と対象外の情報が含まれます。
- (2) 閲覧対象の情報(建築計画概要書)は基本的に誰でも閲覧することが可能ですが(建築基準法により規定)、申請者の財産にも関わる情報であり悪用されないための仕組みが必要です。

³⁵ 東京都都市整備局「建築行政手続の電子申請・電子閲覧について

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/denshi/kenchiku_denshi

(3) 自治体が閲覧の仕組みを整備する上で、紙では情報管理や検索が困難です。

3.4.13 建築確認申請時に適用される法律

建築確認申請時に適用される法律と審査内容を以下に示します。

建築物を対象とした共通の法律には、

- A. 建築・都市・土地利用
- B. 防災・安全
- C. バリアフリー・福祉・利用者保護
- D. 環境・公害
- E. インフラ・設備
- F. 登記・行政手続

に関するものがあげられます。

共通適用される法律でも、施設の種別で基準が異なっています。ここでは、消防法での、医療系とこども園系の違いを紹介します。消防法上、病院とこども園（幼保連携型認定こども園等）は、同じ「特定用途防火対象物」でも人の状態（自力避難の可否）と利用形態が異なるため、要求される消防設備・運用基準が大きく異なる点に注意が必要です。

法令上の位置づけの違い（用途区分）は、消防法施行令別表第一の用途区分で、病院は、用途：病院・診療所（入院施設あり）、法令区分：(6)項イ、こども園は、用途：幼保連携型認定こども園・保育所、法令区分：(6)項ロとなっています。

最大の違いは、自力避難困難者の有無で、病院は、高齢者・患者を対象に、自力避難は不可又は困難として、夜間避難、水平避難の対応が必須となります。これに対し、こども園は、幼児が対象で、自力避難は可能であるものの誘導を必要とし、夜間避難は基本的に想定せず、屋外避難を中心に想定されています。

このような要求内容の差異が、設備・人員基準に対し影響を及ぼすこととなります。

例えば、スプリンクラー設置基準では、病院は原則ほぼ全施設で義務があり、275㎡以上等で原則必要とされますが、これに対し、こども園で必要とされるのは1,000㎡以上、小規模では不要です。

避難経路設計でも、病院は二方向避難必須で、寝台移動可能な廊下幅（2.3m等）、スロープ勾配制限、エレベータ連携（非常用）が義務付けられています。これに対し、こども園は一方向避難でも成立可（条件付き）とされ、廊下幅は児童用（比較的狭い）、屋外への直接避難重視となっています。

自動火災報知設備（自火報）の設置基準は、病院は高密度設置と非常放送が必須で音声誘導が義務付けられていますが、こども園は一般建物の標準仕様が適用されています。高密度とは、カバー面積：30㎡前後、間隔：6m以下程度、病室は原則1室1個以上とされ、一般建物（標準）では、1個あたりカバー面積：約60㎡、設置間隔：9m以下程度となっています。

また、建築分野では、建築確認申請書や設計図書等において施設に関する様々な情報が記載されますが、これらの情報は福祉施設の認可申請等で管理される情報項目と必ずしも一致していません。例えば、建築確認申請では建築基準法上の用途区分や面積定義が用いられるのに対し、保育所認可等では施設種別や定員、保育面積等が管理されます。このため、同一施設であっても制度ごとに異なる情報体系で管理される場合があります。主な差異の例を下表に示します。

表 3.4.13.1 建築確認申請と福祉施設申請における主要項目の差異（例）

情報項目	建築確認申請（確認申請書）	福祉・保育施設申請	差異の内容
施設名称	原則記載なし (建築物名称の場合あり)	施設名称として明確に登録	建築側では主体識別項目として扱われない
所在地	地番ベース	住居表示ベース	同一施設でも住所表記が異なる
用途	建築基準法用途区分 (例：児童福祉施設等)	施設種別 (保育所、認定こども園等)	用途区分と制度区分が一致しない
建築面積 / 延床面積	建築基準法の面積定義	保育面積・有効面積等	面積の算定基準が異なる
定員	記載なし	施設定員・年齢別定員	建築制度には存在しない項目
施設区分	建築物用途区分	施設類型	分類体系が異なる

3.4.14 現状の課題

申請側、自治体側が意識する必要がある観点を、課題として整理します。

1. 事業所施設の種別により、適用される法律が同じでも基準が異なることがあります。
2. 建築では、建築系の法律・条令と、事業所施設ごとの法律・条令など多種多様な法律・条令が適用されます。
3. 適用される法律・条令により同じ管理対象のデータであっても算定基準が異なることがあります。

3.4.15 レジストリ要件の検討における考慮点

- (1) 事業所の種別ごとに対応する法律・条令等を管理する必要があります。
- (2) 法律・条令は改訂されるため、いつ制定された法律・条令であるか管理する必要があります。
- (3) 管理対象のデータにおいて、準拠する法律・条令に基づいた算定基準を管理する必要があります。

3.4.16 建築分野のまとめ

建築分野における現状分析では、前述した5つの視点：(1) 法令文言とデータ項目定義の関係、(2) 組織・権限分担に伴うデータ管理の分散、(3) 既存システム仕様との整合。(4) 書類確認を前提とした業務運用、(5) 情報更新周期とデータの鮮度から現状を分析し、申請側、行政側が意識する必要がある項目を課題として整理するとともに、事業所レジストリとして整備するための要件の検討における考慮点を抽出しました。

以下、機能要件の検討に資することを目的として、5つの視点における各考慮点を横断的に示します。

【1】 管理すべき項目が多岐に渡る

レジストリとして管理されている各項目において、単にデータ・値だけではなく、その項目の意味や存在理由なども含めて管理できる必要があります。

【2】 根拠となる法律・条令等が行政分野や国・都道府県・市区町村の階層により複数存在し、また規定内容が改定されることがある

レジストリとして管理されている各項目の内容が、どの法律・条令のいつ制定されたものに基づいているかについて管理できる必要があります。

【3】 台帳の保管期間は長期で、また期間内に定期的な内容の確認や更新が発生する

レジストリとして管理されている台帳（正本）についての更新・履歴、有効期間、更新責任などの情報を管理できる必要があります。

【4】 事業所の新設・変更等においては、建築確認申請と事業所の分野に応じた申請が必要である

事業所における建築確認申請等の建築分野の台帳と事業所としての各種申請等の台帳を紐付けて管理できる必要があります。ある台帳の申請内容に変更が生じた際は、関連する他の台帳に対する変更申請も管理できる必要があります。

【5】 建築基準法の閲覧制度により、建築計画概要書は基本的に誰でも閲覧（電子的含む）が可能です。が、悪用されないための仕組みが必要である

何か問題が起きたとき、誰がいつどのデータにアクセス（閲覧）したか、監査できる仕組みが必要です。

本分野の分析から、建築確認を中心とした各種手続においては、建物、事業所、関連法令に関する情報が制度ごとに分散して管理されている構造が確認されました。これらの情報は、仮想レジストリアーキテクチャの観点から分析・整理すると、主に L2（意味レイヤー）における課題として捉えることができます。

まず、建築分野において管理される項目は、用途区分や面積算定基準等、制度ごとに異なる定義や前提条件を伴っており、MC-03（項目メタ）としての整理が必要となります。また、各情報項目は建築基準法をはじめとする複数の法令・条例に基づいて定義されており、MC-01（制度メタ）との対応関係を明確にする必要があります。

さらに、建築確認や用途変更等に伴う更新は長期にわたり発生しますが、履歴や更新責任は制度単位で分散して管理されています。この構造は、MC-05（更新責任メタ）および MC-06（履歴メタ）に関する整理の必要性を示唆するものです。

加えて、建築確認と各分野の事業所申請は並行して行われていますが、それぞれ異なる識別子および項目定義に基づいて管理されているため、制度間の対応付けには CW-01（ID クロスウォーク）および CW-02（項目クロスウォーク）の観点が重要となります。

また、建築計画概要書の閲覧制度にみられるように、一定の公開性を有する一方で、利用状況の把握や適切な管理も求められます。この点は、MC-07（利用制約メタ）を含む L4（利用レイヤー）の設計と関係します。

以上のとおり、建築分野における情報管理は、L2（意味レイヤー）を中心としたMC（メタ・カタログ）およびCW(クロスワーク)の体系化と、利用レイヤーにおけるガバナンスの在り方を含め一体的に整理、検討することが求められます。

4章 現状分析結果のまとめと機能要件への接続

本章では、第3章までの分析結果を踏まえ、事業所および従事者に関する情報管理上の課題を構造的に整理するとともに、今後のレジストリ整備に向けた主要論点を整理します。

4.1 課題の構造整理（5 類型×2 対象）

本調査で抽出された課題は、以下の5つの類型に整理されます。これらは、事業所および従事者の双方に共通して発生しており、制度横断でのデータ利活用を阻害する構造的要因となっています。

- ・ ID 不統一・重複・別名登録
- ・ 更新責任の曖昧さ
- ・ 分野間連携不能
- ・ 従事者の追跡不能
- ・ 履歴管理の欠如

これらの課題は、個別の制度の問題ではなく構造的な課題として捉える必要があります。事業所および従事者の観点から整理すると、以下のとおりです。（表 4.1.1）。

表 4.1.1 課題類型×対象

課題類型	ID 不統一	更新責任	分野間連携	追跡不能	履歴欠如
事業所	制度ごとに 施設 ID が異なる	正本不明・ 更新主体不明	分野毎に 分断され非連携	施設変更履歴が分断	過去状態の復元不可
従事者	氏名ベース管理	所属・資格更 新が分散	労働・資格・ 配置が非連携	異動・兼務の追跡困難	在職・資格履歴の断絶

4.2 課題の発生要因

これらの課題は、制度ごとに管理される情報で以下のような差異が存在します。

- ・ 情報項目の定義の差異
- ・ 管理単位の差異
- ・ 更新主体および更新タイミングの差異
- ・ 状態および履歴管理の差異

これらの差異により、同一の事業所または従事者に関する情報であっても、制度間で一致しない、あるいは整合的に参照できない状況が生じています。

特に、事業所および従事者に関する情報は、制度ごとに定義や粒度が異なることから、単純な識別子の統一のみでは解決が困難です。

4.3 課題の構造（レイヤー観点）

これらの課題は、記録・管理に係る行政データの構造をレイヤーとして捉えることで整理できます。各課題を発生レイヤー毎に分類したものを表 4.3.1 に示します。

- L1：正本レイヤー（制度台帳）
- L2：意味レイヤー（メタ・カタログ／クロスワーク）
- L3：検索・参照・API 基盤
- L4：利用レイヤー

表 4.3.1 課題の発生構造の整理

課題	主な発生層	内容
ID 不統一	L2	識別子の不整合
更新責任	L2	正本・更新主体が不明確
分野間連携	L2～L3	接続ルール不在
追跡不能	L2	識別子・履歴の欠如
履歴欠如	L2	イベント管理不在

表に示されるとおり、各課題は制度ごとに分散して管理される情報の意味や関係性を整理する仕組みが十分に整備されていないことに起因しています。

4.4 制度横断で生じる差異の特徴

前節で整理したとおり、各課題は情報の定義、識別、更新、履歴といった要素の未整理に起因しています。これらの要素が制度ごとにどのように異なっているかを整理すると、以下のような差異として把握できます。第 3 章で確認したとおり、同一対象であっても制度ごとに以下の差異が存在します。

- 項目定義の差異（例：面積定義）
- 管理単位の差異（施設／建物／事業所）
- 更新タイミングの差異
- 状態管理の差異

これらの差異により、制度間で情報を単純に突合・統合することは困難であり、制度ごとの定義や管理方法を前提としたうえで、対応関係を整理する必要があります。

4.5 アーキテクチャ上の示唆

以上の分析を踏まえると、事業所および従事者に関する情報管理のあり方について、以下のような示唆が得られる。

第一に、情報要素は制度ごとに粒度・定義・仕様が異なるため、単一の統一モデルに収斂させることを前提とすることは現実的ではありません。

第二に、識別子（ID）の統一のみでは課題は解消されず、情報項目の定義、更新責任、履歴管理といった要素をあわせて整理する必要があります。

第三に、制度ごとの情報管理を前提としつつ、制度横断での参照を可能とする仕組みが求められます。

これらを踏まえると、単一のデータベースに統合するのではなく、制度ごとのデータを保持したまま、その意味や対応関係を整理することにより横断的な参照を可能とする構造、すなわちメタ・レジストリ型の構造を前提とした検討が必要であると考えられます。

< 現状分析報告書 了 >

【補足・機能要件定義報告書への接続】

本調査の次段階においては、本報告書で述べた論点に基づき、事業所および従事者に関し行政機関が記録・管理する各種データについて、今後のデータ構造化（レジストリ整備）に向けて、メタ・カタログ（MC）およびクロスウォーク（CW）の枠組みを前提とした具体的な要件として整理します。

これまでに述べた論点は、現場における実務上の課題として顕在化しており、本調査で整理したユースケース分析からもその必要性が確認できます。

例えば、保育士の兼務・名義貸し検出のユースケースにおいては、従事者情報が施設ごとに分散して管理されているため、同一人物の横断的な把握が困難であり、配置基準の適合性を制度横断で確認できないという課題が確認されました。この事例は、従事者の識別子対応（CW-01）、資格情報および在職情報の横断的な参照、並びに履歴情報の管理（MC-06）が不可欠であることを示しています。

従い、事業所レジストリ・従事者レジストリの設計においては、制度間での識別子の対応関係（CW-01）、資格情報の真正性を担保する管理構造、および異動・兼務などを含む時系列での履歴情報（MC-06）といった機能を前提とする必要があります。

本節で整理した機能要件の観点と、機能要件報告書の対応関係を表 補足-1 に示します。

表 補足-1 機能要件と機能要件報告書との対応関係

機能要件の観点	概要	機能要件報告書の該当箇所
識別子対応	制度間で異なる識別子の対応付け	第 4.5 節、 第 6.1 節 表 7 (CW-01(ID クロスウォーク))
資格情報の管理	従事者資格に関する情報の管理および参照	第 4.2 節 表 3(資格レイヤー)、 第 4.3 節、第 4.4 節
履歴情報の管理	更新履歴および時系列情報の管理	第 4.2 節 表 3 (配置・就業レイヤー)、 第 5.7 節 MC-06 (履歴メタ)

また、本調査で整理した各論点は、データ構造や連携方式に加え、運用面における課題とも密接に関係しています。現行制度においては、同一情報の重複提出、更新の遅延、制度間での再確認作業などが発生しており、これらは主として制度ごとの運用単位の分断や、情報再利用の仕組みが十分に整備されていないことに起因するものです。例えば、提出済み情報が他制度で再利用されないことや、変更情報が関連制度に即時に反映されないことにより、事業者・行政双方において追加的な確認・入力作業が発生しています。また、公開情報や証憑情報の取扱いについても、制度ごとに管理が分かれているため、情報の信頼性や更新状況を横断的に把握することが困難な状況が確認されました。

これらの課題は、単に識別子対応や項目定義の整理といったデータ構造上の問題にとどまらず、情報の再利用、更新の契機、公開・利用の在り方といった運用上の仕組みにも関係するものです。

事業所および従事者に関し行政機関が記録・管理する各種データについて、今後のデータ構造化（レジストリ整備）に向けた機能要件を定義する際には、情報が制度横断でどのように再利用され、更新され、さらに、運用定着を促進する観点を踏まえて整理する必要があります。

参考資料：調査対象の様式一覧（1 / 2）

A. 施行細則関係	根拠法令	様式規定（法令・省令）	様式名	様式番号
設置（届）	児童福祉法第 35 条第 3 項、 同施行規則第 37 条第 1 項	東京都児童福祉法施行細 則 第 20 条第 1 項	児童福祉施設設置届	第 30 号
設置（認可）	児童福祉法第 35 条第 4 項、 同施行規則第 37 条第 2 項	東京都児童福祉法施行細 則 第 20 条第 2 項	児童福祉施設設置認可申請書	第 30 号の 2
設置（公私連携）	児童福祉法第 34 条の 14 第 2 項	東京都児童福祉法施行細 則 第 20 条の 3	公私連携型保育所設置届	第 30 号の 3
変更	児童福祉法第 35 条第 3 項・第 4 項、 同施行規則第 37 条第 4 項・第 5 項	東京都児童福祉法施行細 則 第 21 条	児童福祉施設内容変更届	第 31 号
廃止・休止	児童福祉法第 35 条第 3 項、 同施行規則第 37 条第 6 項	東京都児童福祉法施行細 則 第 22 条第 1 項	児童福祉施設廃止（休止）届	第 32 号
廃止・休止（承認）	児童福祉法第 35 条第 12 項、 同施行規則第 38 条	東京都児童福祉法施行細 則 第 22 条第 2 項	児童福祉施設廃止（休止）承認 申請書	第 32 号の 2
	児童福祉法第 35 条、 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉法第 35 条／児童 福祉施設の設備及び運営 に関する基準	職員の構成	第 2 号様式
B. 事務取扱要綱関係	根拠法令	様式規定（法令・省令）	様式名	様式番号
計画承認	（行政手続上の要綱に基づく）	保育所設置認可等事務取 扱要綱 第 4	計画承認申請書	第 1 号
計画承認（概要）	なし（行政手続上の要綱に基づく）	保育所設置認可等事務取 扱要綱 第 4	保育所認可申請概要（計画承 認）	第 1 号様式の 2
従事者	児童福祉法第 35 条第 4 項	保育所設置認可等事務取 扱要綱 第 4・第 7	職員の構成	第 2 号
施設（不動産）	児童福祉法第 35 条第 4 項	保育所設置認可等事務取 扱要綱 第 4・第 7	建物・土地の状況	第 3 号
行政側集計	なし（行政実務上の報告書類）	保育所設置認可等事務取 扱要綱 第 4	区市町村の保育所等状況表	第 4 号
利用状況	なし（行政実務上の報告書類）	保育所設置認可等事務取 扱要綱 第 4・第 7	保育所入所状況	第 5 号
分園	なし（確認・案内用書類）	保育所設置認可等事務取 扱要綱 第 4・第 7	保育所分園設置報告 提出書類一 覧	第 7 号
分園（別添）	なし（確認・案内用書類）	保育所設置認可等事務取 扱要綱 第 4・第 7	保育所分園設置報告 提出書類一 覧	第 7 号（別添 1 ～4）
誓約	児童福祉法第 35 条第 5 項	保育所設置認可等事務取 扱要綱 第 4・第 7	法 35 条第 5 項を満たすことの誓 約書	第 8 号
誓約	児童福祉法第 35 条第 4 項	保育所設置認可等事務取 扱要綱 第 4・第 7	施設長と設置経営主体代表者が 兼任する場合の誓約書	第 9 号

参考資料：調査対象の様式一覧（2 / 2）

B. 事務取扱要綱関係	根拠法令	様式規定（法令・省令）	様式名	様式番号
区市町村意見	児童福祉法第 35 条第 6 項	保育所設置認可等事務取扱要綱 第 5	保育所設置認可に係る区市町村意見書	第 10 号
区市町村意見（変更）	児童福祉法第 35 条第 6 項（準用）	保育所設置認可等事務取扱要綱 第 10	内容変更に係る区市町村意見書	第 10 号の 2
区市町村意見（廃止休止）	児童福祉法第 35 条第 12 項（準用）	保育所設置認可等事務取扱要綱 第 12	廃止・休止に係る区市町村意見書	第 10 号の 3
区市町村意見（再開）	なし（要綱上の再開手続き）	保育所設置認可等事務取扱要綱 第 13	再開に係る区市町村意見書	第 10 号の 4
区市町村計画	なし（行政計画確認用）	保育所設置認可等事務取扱要綱 第 4	区市町村保育事業に関する計画の状況	第 10 号様式第 2 片
最終申請（概要）	児童福祉法第 35 条第 4 項	保育所設置認可等事務取扱要綱 第 7	保育所施設概要	第 11 号
再開（承認）	児童福祉法第 35 条第 12 項	東京都児童福祉法施行細則 第 22 条第 4 項	児童福祉施設（保育所）再開承認申請書	第 12 号
再開（届）	児童福祉法第 35 条第 3 項	東京都児童福祉法施行細則 第 22 条第 3 項	児童福祉施設（保育所）再開届	第 13 号
C. 建築関係	根拠法令	様式規定（法令・省令）	様式名	様式番号
確認申請	建築基準法第 6 条第 1 項	建築基準法施行規則 第 1 条の 3 第 1 項	確認申請書（建築物）	第 2 号
計画概要	建築基準法第 93 条の 2	建築基準法施行規則 第 1 条の 3 第 1 項	建築計画概要書（本庁用）	第 3 号
着工	建築基準法第 15 条第 1 項	建築基準法 第 15 条第 1 項	建築工事届（旧様式）	第 40 号
着工	建築基準法第 15 条第 1 項	建築基準法 第 15 条第 1 項	建築工事届（新様式）	第 40 号
中間検査	建築基準法第 7 条の 3 第 1 項	建築基準法施行規則 第 4 条の 8 第 1 項	中間検査申請書	第 26 号
完了検査	建築基準法第 7 条第 1 項	建築基準法施行規則 第 4 条第 1 項	完了検査申請書	第 19 号
	児童福祉法第 35 条、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉法第 35 条／児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	建物・土地の状況	第 3 号様式